

## 1. 議事日程

(平成16年第3回安芸高田市議会9月定例会第6日目)

平成16年9月22日  
午前10時開会  
於安芸高田市吉田公民館

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。(70名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	土居克之	4番	山本優
5番	岡山薫	6番	田中常洋
7番	前川正昭	8番	平林克昌
9番	日野原穂澄	10番	平川幸雄
11番	加藤英伸	12番	山崎昭弘
13番	山口康文	14番	小野剛世
15番	川角一郎	16番	竹田誠莊
17番	井上尚文	18番	高坂広一
19番	新出達夫	20番	塚本近
21番	赤川三郎	22番	深井達雄
23番	三上夕工子	24番	長岡公次郎
25番	井上正樹	26番	宮田浩之
27番	松野俊寿	28番	川先悟郎

30番	平岡正美	31番	秋広美輝
32番	川崎三千春	33番	西川佚夫
35番	岡原雪夫	36番	松村ユキミ
37番	熊高昌三	38番	藤井昌之
39番	浅枝俊通	40番	青原敏治
41番	金行哲昭	42番	杉原洋
43番	松川秀巳	44番	大前直行
45番	入本和男	46番	泉正智代
47番	山本三郎	48番	今野仁千六
49番	今村義照	50番	住広章
51番	佐々木博	52番	玉川祐光
53番	西山登司教	54番	井上正文
55番	岡田正信	56番	浮田洋吾
57番	山崎宅将	58番	桑岡達夫
59番	望月桂	60番	天清斐雄
61番	渡辺義則	62番	猪掛信幸
63番	高下二郎	64番	富田義弘
65番	吉村正登	66番	名川律夫
67番	宮本房宏	68番	松浦利貞
69番	増田静樹	71番	鳴石勸
72番	亀岡等	73番	崎岡典男

3. 欠席議員は次のとおりである。(3名)

29番 新山勝義                      34番 中野光雄  
70番 中間末雄

4. 会議録署名議員

32番 川崎三千春                      33番 西川佚夫

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	参事	小野豊
総務部長	新川文雄	自治振興部長	田丸孝二
市民部長	廣政克行	福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子
産業振興部長	清水盤	建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄
教育長	佐藤勝	教育次長	杉山俊之
消防長	村上紘	八千代支所長	平下和夫
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則
甲田支所長	武添吉丸	向原支所長	益田博志
総務課長	高杉和義	財政課長	垣野内壮

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(6名)

事務局長 増本義宣                      事務局次長 光下正則

議事調査係長 児玉竹丸 書 記 新谷洋子  
書 記 国岡浩祐 書 記 倉田英治

~~~~~  
午前10時00分 開会

崎岡議長 おはようございます。  
ただ今の出席議員は70名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、3  
2番川崎三千春君、33番西川佚夫君を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

崎岡議長 日程第2、前回に引き続き、一般質問を行います。  
本日は八千代会派の一般質問から始めます。  
56番、浮田洋吾君。

浮田議員 議長。56番、八千代会派の浮田でございます。通告に基づきまして市長に対し2項目にわたり一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、地域福祉の充実とボランティア要員の育成につきまして、児玉市長に答弁を求めます。

21世紀を迎えて今日まで日本の少子高齢化社会は急速に進展をして参っております。今後これに対応するため、政府においては無論のこと、地方においても国民一人ひとりが十二分にこのことを認識し、真剣に考え、全国民を上げて対応すべき時期に直面していると思うのであります。こうした現実を踏まえて、本市では地域福祉の充実を図るため、住民の相互扶助を基本に地域が支える地域福祉を推進するため、福祉事務所を開設するとともに、地域福祉計画を策定し、社会福祉協議会との連携を強化する中で、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かい地域福祉推進体制の確立を図り、ボランティアや住民相互扶助活動など、住民の自主的な福祉活動を促進され、福祉サービスの充実、福祉のまちづくりを積極的に推進されておられることに対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

しかしながら、今後、福祉行政をさらに充実させるためには、ボランティア要員の積極的な参加は必要不可欠と存じます。これについて、児玉市長の見解を伺いたいと思います。

次に、男女共同参画社会の早期実現につきまして、質問をいたします。

「人輝く安芸高田市」の早期実現に向けて、子どもや女性が生き生きと活動する環境づくり、人と環境にやさしいまちづくり、いわゆる男女共同参画社会の形成は、生涯学習社会の形成と併せて、本市にとりまして重要課題であり、まさに喫緊の重要課題であると私は存じております。

そこで、先の6月定例会で同僚議員の「男女共同参画社会推進計画」策

定準備はの質問に対し、行政は本年度は啓発事業として、講演会、シンポジウムを予定しており、プラン策定の組織づくり、意識調査をしますと答弁されておられますが、この答弁では今ひとつ私には納得できない点がありますので、ここに改めまして、今後の計画につきまして市長の見解を伺うものであります。以上でございます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 浮田議員さんからの地域福祉の充実とボランティアの問題でございます。

ご存知のように合併をいたしまして一番大きく分権が変わったのは、福祉の問題であるわけございまして、今まで県が持っておった福祉事務がほとんど合併市に下りてきたわけございまして、したがって福祉事務所が新しく安芸高田市にできたことは大きな合併で変化したことであろうと、このように考えるわけございまして、そういう観点から福祉の充実については大きな役割が市に下りてきたと、このように考えておるわけでございます。しかし、財政的には非常に厳しいなかですべてを行政でやるというのはなかなか難しい。特に少子高齢化の対策の中には地域との協働ということが大事な事項になってくるわけございまして、いかにして市民の皆様にご協力を賜るか、こういうことが大きな課題ございまして、これがうまくいくかどうかということが、成否を決するとまで言ってもいいんじゃないだろうか、それが今ご指摘のボランティア要員の育成ということであろうかと思えます。詳しくは後ほど担当部長の方からお答えをしていきたいと思えます。

男女共同参画の問題については、議会でも度々議員さんのご指摘を受けておるわけでございます。平成11年の6月に国で男女共同参画社会基本法というのが制定されまして以来、これは国の大きな課題として男女共同参画というのは示されておるわけでございます。そういう意味で我々もこのことについては真剣に取り組んでいきたいと考えております。具体的には担当部長の方から報告をさせますのでよろしくお願いをいたします。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 ただ今の浮田議員さんの質問でございますが、前段におきまして市長の方からございました地域住民の相互扶助を基本とした地域福祉の充実ということにつきましてですね、やはり住民の行政のみでの役割、それと地域の方の協力を得ての取り組みということが非常に大切かと思っております。住民が住み慣れた地域で安心して生活を送るために市民みんなと一緒に考えていくということが非常に大切かと思っております。そうした中で地域福祉を充実するには、ボランティアの養成が必要ではないかというお尋ねでございますが、今日ボランティア活動はですね、個々それぞれ自主性、主体性を持って様々な活動分野で行われております。こうした背景には今までの諸課題ですね、高度経済成長時代等におきましての諸課題に

対する対応は、行政や企業が中心に担って参りましたが、現在のような社会情勢の中ではですね、市民の意識が多様化し、また成熟化している中で適切な対応を図ることが非常に困難となっております。こうした状況下におきましては、身近な地域社会にボランティア活動を活性化させ、行政や企業と住民、ボランティア団体とのパートナーシップに基づいた協働のまちづくりの取り組みが非常に大切かと思っております。こうした中、本市におきましてボランティア活動団体といたしましては、社会福祉協議会の中にですね、旧町単位のボランティアセンターがございまして、ボランティアの登録、紹介、情報提供、連絡調整等の窓口として設置をされております。現在、社会福祉協議会が把握しておりますボランティアの数は71グループ1千345人の方が登録をして活動しておられます。この中にはですねいろいろ、有償、無償でのボランティアもあるわけでございますけれども、いずれにしても、そういう形での活動をしっかりしていただいとるところでございます。

また、行政ではですね、手話奉仕員の要請や要約筆記奉仕員の養成など専門的なボランティアの養成講座を開設をいたしております。まず、ボランティア活動を行いやすい環境整備をするために、ボランティア団体等の市民活動との連携、そして行政と市民との連携のあり方や役割分担、パートナーシップのあり方、行政支援のあり方など具体的に検討いたしまして、ボランティア活動の活性化を図る必要があると同時に、基盤づくりが重要と思われる。具体的にはあらゆる機会を通じまして、ボランティア活動に対する市民の関心を高めるとともに、このボランティアについては、いつでも、どこでも、だれでも活動に参加できる体制、特に、現在推進しております地域振興会とともにですね、いろいろ推進していく必要があると考えております。ボランティア活動といいますと、強制をするということは、本来ボランティアではない、強制をすべきことではないと思っております。自らが進んでやるということが非常に大切であるとは思いますが、やはりそういうボランティアの意識高揚を図るためには、いろいろな機会をとおして、やはり行政としてもそういう機会を持っていただいて市民の協力をいただいて、取り組む必要があると思っております。以上でございます。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 男女共同参画社会の早期実現についてでございますが、お説のとおり6月の定例議会等でもご答弁させていただいておりますが、本年につきましては啓発の時間として、この男女共同参画とはなんぞやというひとつの形の啓発を進めて参りたい。17年度、2年度にかけましてこの参画プランを策定して参りたいと、このように思います。ご承知のように、国の方におきましても男女共同参画社会の実現を、21世紀の最重要課題として位置づけておられまして、県の方におかれましても、平成10年には「広島県男女共同参画プラン」、13年には「広島県男女共同参画推進条例」

が制定されておるところでございます。本市につきましても建設計画に基づきましての男女共同参画社会を目指しての今年度につきましても、講演会、シンポジウム等を11月末等に実行委員会等を立ち上げていただいとりますが、その啓発を行って参りたいと。まず、その中にそれを入れましてのアンケートの実施というかたちも進めて参りたいと思います。このアンケートにつきましてもは市民意識の調査、女性団体をはじめといたしまして関係団体からのご意見聴取を実施して参りたい、このように考えております。それを済みまして、懇話会という形になろうと思っておりますけれども、懇話会につきましてもは、この安芸高田市としての、どう言いますか、地域性といえますか、女性の方の現状に合わせて、農林水産業等の働かれる、または女性としての、また家庭、職場での男女平等にするような工夫をした計画を策定して参りたい。このためには懇話会等が必要であると思っておりますし、そういう形の中での安芸高田市としての、この参画プランを策定して参りたいと、このように思っております。

17年度においての、そういう諸準備のための今年度は啓発で進めて参りたいと、このように思っておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

浮田議員 議長。

崎岡議長 56番、浮田洋吾君。

浮田議員 ただ今の市長並びに部長の方から、非常に積極的な答弁をいただいたようでございますが、今一度担当部長にちょっと質問をしてみたいと思っております。

まず、福祉保健部長についてであります。なるほど地域に根付いたボランティア活動ということで答弁をいただいたようでございますが、私は先ほど市長が申されましたように、まちづくりの基本はボランティア活動にありというふうに思っております。そういうかたちの中で私自身過去の人生を歩んできたつもりでございます。ボランティア活動なくして地域の発展はないというふうに思っております。そこで、さっき部長はですね、社会福祉協議会の方とのボランティア団体の登録について申されておりますが、聞くところによりますと、ヨーロッパではですね、ボランティアはもう42%から3%ぐらい入ると。私はそういう観点の中で、県がどのくらいのボランティア要員を抱えとるんかということで、いろいろ県の方へ行って調べてみましたが、これらは要するに登録制でないんで県の方でも確かな人数は把握しておりませんでした。ただここで先ほど言われました安芸高田市の社会福祉協議会の中で、全部で1千345名個人登録者があるというふうに言われましたが、その中で高宮町がなんとですね、991人いらっしゃるわけですね。要するに高宮町民の20%近い人がですね、ボランティア活動を地道にしていいらっしゃる。こうしたことがやはり高宮町のまちづくり、地域づくりの発展につながっているんだらうと思っております。

そこでさっき市長は、これはボランティアは強制でないんだと。なかなか



か入会が難しいと。これ確かにおっしゃるとおりでございます。私は考え方によったらこれはあくまでもお願いである。ボランティア活動に参加していただくように、お願いすることであるというように思いますが、そうは言ってもお願いする段階ではですね、やはり行政の仕掛け、どういうことを仕掛けしていったら自主的にボランティア活動に入っていただくことができるのかということについては、やはり私は考慮していただく必要があるのではないかと思います。一ぺんにはいかんかもしれませんが、やはり当面はですね、安芸高田市の1割ぐらいを目標にですね、ボランティア要員を養成と言いますか、育成をされていくことが、やはり安芸高田市の発展につながるんであろうというように思いますが、その点につきまして担当部長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、男女共同参画社会の件でございますが、この点につきまして県は平成13年12月21日に県の条例を制定してですね、そして県下いろいろ男女共同参画社会の実現に向けて努力しておるところでございますが、先ほど部長の答弁によりますと、17年に作成をしたいと。プランを作成したいと。ただ、条例の制定についてはいかほどに考えていらっしゃるのか、答弁をいただきたいところでございます。ただ、私がですね、男女共同参画社会の実現と言いましてもですね、戦後の長い間幾多の遍歴を経て差別の社会であったんで、一本道に行くようにできることではないというのは、私は思っておりますが、しかしそうはいつでも、市民一人ひとりが最大限の努力をせん限り、いつまで経っても男女共同参画社会の実現は来ないのではないかとこのように思います。

それと先ほどの中で言われましたが、県下の情勢はとくと行政でございますので私よりとくとご存知だとは思いますが、4月1日現在、市が14ある内ですね、既に条例は5つ、後は参画プランをすべて策定されております。ただ、安芸高田市と廿日市だけが遅かったんでまだしておりませんが、後は策定並びに条例をしておるということになると、やはり安芸高田市としての市の仲間入りをした以上はですね、ある程度県も当然指導してくると思いますし、やはり他の市に負けないようにすることが大切ではないかと思いますので、先ほど申されましたようにちいと、今も一生懸命努力をしてもらってですね、感謝しますが、今のピッチでは今一度担当部長として反省する余地があつてのではないだろうかというふうに思います。

それと、私数年前に八千代町でこの問題について一般質問した時にですね、その町にはですね、八千代にはその時は協議会とか審議会、いろいろ法に拘束されない42ありましたが、その内で女性のトップは1人だったと。今回安芸高田市がどのようになっておるんだろうということで、私いろいろ調査をしかけて参りましたが、まだ全然そこまでいっておりません。そこで、ひとつ安芸高田市内の行政委員会の女性の参画状況についてちょっと調べてみましたが、教育委員会として5人いらっしゃるが、女性はゼロ。選挙管理委員会も4人いらっしゃるが、女性はゼロ。公平委員会も3

人いらっしゃるが、女性はゼロ。監査委員会も2人ですが、これもいらっしゃいません。農業委員会が37人の内で2人ほど女性委員がいらっしゃいます。こういうかたちの中です、いくら声を大きくして喋っても、なかなか現実には厳しい。これら、現実の置かれとる姿であろうと思います。

それと、この市役所の関係でございますが、何人いらっしゃるかと調べてみますとですね、男性358、女性161、その内管理職がですね、三つも吉田もこの安芸高田市も一緒でございますが、9人部長がいらっしゃって女性部長は1人というような、なかなか現実ばなれした環境であります。1日も早くこうした環境を打破するように、地道にお互いがそれぞれ努力していただきたい、いうふうに思うところでございますが、改めて申しますが、先ほどの条例の制定はどこらに目標を置いて取り組もうとされていらっしゃるのか、併せてお願いをしたいと思っております。以上です。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 浮田議員さんの再質問に対してお答えをしたいと思っております。

県の方でもボランティアの登録人数をお聞きになったということでございますが、当安芸高田市においてもですね、先ほど社会福祉協議会の方へ登録されておられるグループと個人の数に対しては、先ほど発表させていただいたとおりでございますが、まだまだそういう形で登録をしていらっしゃる方がですね、いろいろ地道にそれぞれの任意で立ち上げて活動をしていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるようでございます。そこまで、人数的にちょっと把握がしきれないということもございませぬけれども、そういうかたちで活動をしていらっしゃると思います。

何はともあれですね、先ほど議員さん言われましたように、やはりボランティアさんを育てるには、なかなか一挙にしてできるものではないと思っております。そうした中で、高宮町におきましては登録人数といたしましては991名という、すごくダントツな登録の数で、活動をしていらっしゃるとお聞きしておりますけれども、やはりこうしたことが、そこでの地域づくりにつながっていることは議員さんおっしゃるとおりでございます。そうした中で、安芸高田市においても住民と行政の協働のまちづくりということの中から、これから地域づくりを新たに始めていくわけでございますけれども、一挙にしてできることではございませんが、そうした支え合いの気持ちを持ってですね、地域づくりを進めていく中で、そのことが一つひとつ、一挙ではないんですけども、ボランティアの心を育てる、良い、この地域づくりをすることにおいて、ボランティアの心を育てるきっかけになるのではないかと理解をしております。そうした中で、やはり行政は行政として、そちらを支援をするということは当然のことでございますが、地域住民の方にそのことをしっかり理解していただきながら、一緒に取り組みをしていかなければならないと思っております。以上でございます。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 条例の制定でございますが、お説のとおり県下14市ありまして、本市と廿日市市とが条例の制定がないというかたちでございます。本市も今からこの参画プランを策定して参るところでございますけども、ご意見がございますように、まずこの1年間、啓発というかたちで進めて参っておりますけども、目的としましては、この男女共同参画というものが何かということだろうと思います。当然、意識の改革もしてもらわなきゃいけませんし、当然、国の理念といえますのは男女の性別に関わりなく、この社会的にも政治的にもそういうひとつの参画できる社会をつくるのが、ひとつの男女共同参画でございます。まずその啓発を進めて参りましてのプランの策定ということだろうと思います。

条例の制定でございますが、この条例の制定というのは自治体の一つの法律でございますから、当然皆さん方が納得したものをつくっていかんやあいけんということだろうと思います。まずそのためには皆さんでこの参画プラン、計画書をつくっていただく。それに伴っての今度は実施ということになるとは思いますけれども、当然、条例の制定につきましては必要だと思いますが、慎重に対応して参りたいと、このように思っております。その参画プランの策定の後に、この条例の制定というのが望ましいんじゃないかと、このように思います。

崎岡議長 続いて、4番、山本優君。

山本(優)議員 はい、議長。4番、山本でございます。市長に対して緊急時の災害対策本部の設置の仕方及びその対応について質問してみたいと思います。

今年は、日本列島は台風の当たり年で、大体19回の内約8回か9回上陸しておる状態でございます。その上陸したおかげで、各地で災害が起きており、多くの死傷者、被害が出ております。そういう中で、各行政の対応も様々で機敏に対応したところもあり、後手後手に回り他の経験を他山の石として教訓としないまま多くの被害を出した三条市みたいなところもございます。

今回、当市では台風16号、18号と2回続けて災害対策本部が設置されましたが、この設置に際して連絡機能とか運営がスムーズにされたのかどうか。今後の課題としてはどのようなことがあるのか。また起きたのか。どのように対応していくのかということについて、市長にお伺いいたします。

また、再質問については、自席について行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 山本議員さんのご質問でございます。緊急時の対策本部の設置の問題でございます。

ご指摘のように、まだ安芸高田市発足以来、半年の間に2回も災害対策本部の設置をするというのは異例のことではなかろうかと、このように思

うわけでございます。台風16号、台風18号、2回にわたりました対策本部を設置をいたしました。16号につきましては幸いあまり大きな被害はなかったわけでございますが、18号については非常に風がきつかったと、こういうことでかなりの市内に災害が出ておるわけでございます。幸いいずれも昼間の災害でございましたので、夜間にかからなかったというのは不幸中の幸いであったと、このように思うわけでございます。災害対策本部をつくるのも初めてでございますし、それぞれ支所との連絡、本庁との連絡、また消防団との連絡等、いろいろの課題があったわけでございます。

消防団の方は団長さんを中心に非常に適切な対応をしていただきましたんで、大変助かったわけでございますが、やはり災害に対応するための本所、本庁支所間との問題もあったわけございまして、かなり今後検討すべき問題が起こっております。詳しくは担当部長の方からご報告をさせていただきますと思います。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 緊急時における対策本部の設置ということでございます。先ほど市長さんの方からご説明ございましたように、合併以来初めての台風2回ほど我々教訓をさせていただいたわけでございます。16号、18号という状況であったわけですが、基本的には防災計画に基づきいろんな取り組みをさせていただいたわけでございますが、ただ、防災計画そのものと実施の動き方というものにつきましてはですね、台風16号につきましてはそう大なる被害もでなかったわけでございますが、そういう教訓にしてですね、18号を迎えたわけでございます。

いろんな状況のなかで本所と支所といいましょうか、そういう課題を見出したわけでございます。災害対策本部を設置した時点で支所との周知の方法といいますか、連絡体制、そういう課題が一番多くあったのではなからうかなというふうに思っております。当然、その後におきまして我々もある程度の集約課題を整理させていただきまして、災害対策本部を設置し、防災計画を基本とし、その職員の動き方、配置計画、そういうところをですね、充分精査しておかなくてはならないのではなからうかなというふうに思っております。

それと、基本的に本所と支所との連絡体制というものが、無線が使いません。旧町であればですね、いろんな角度で防災無線に基づいて、いろんな行動等もやっておりましたが、そういうことができてないところが1点ございますし、それと同時に県の防災課から入ってくる気象情報のものが、市になりました関係で本所の方に一括して入ってきます。そういうことで、支所の方にそういうデータの要素がないということも1点ございます。

そういう多々あるわけですが、いずれにいたしましても今回のこうした2件の台風を、ある程度身におきまして、今後の各部、各支所、本庁の連携を密にするということが一番ではなからうかと思っております。それぞ

れの部署での、警報発令のときの職員の動き方、それと本部の動き方、そういうところを緊急連絡体制、また役割分担をですね、再点検をし、職員に周知をし、非常事態に備えていきたいというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

山本(優)議員 はい、議長。

崎岡議長 4番、山本優君。

山本(優)議員 はい。市長と総務部長から課題について説明いただきましたが、本市においては、今回はですね、どのような積算をされたかわかりませんが、この資料をいただいておりますが、約2億3千万円の被害状況が出ております。その主なものは農業関係であり、人的被害はあまりなく、他の市町村のように水害がなかったことはですね、土師ダムの効能が大いにあるんじゃないかと思えます。この土師ダムの認識をもっと、私たちとしましては持っていたきたいと思うところであります。

それと、今説明がありましたように支所の人数は二十五、六名でございます。本庁は二百五、六十名。今回の対策本部が設置された時は昼間でございます。消防団員の配置ができないという状態がありました。こういうところで消防団員、支所の人数配置はですね、今後の対応として考えられると言われておりますが、消防団員がおらないというのは本庁にたくさん的人数がおります。元消防団員、現消防団員もおられると思えますが、本庁のそういう職員を適切な人数を配備するような方法を取られることが必要ではないかと思えます。

また、それからですね、本部設置された後でございますが、私も対策本部が設置された時に支所に行ってございまして、ちょっと感じたことでございますが、対策本部が解除された時、20時15分となっておりますよね。ですが、本庁の職員は5時半ごろとか6時半ごろにほとんどが帰宅されたという話も聞いております。これは調査したわけではございませんが、そういう帰った人間も多数おるということを聞いております。ということですね、対策本部というのは各支所の行動がですね、対応がですね、全部済んでから、対策本部を解除するのが本当ではないかと思うのですが、まだ本部が解散された後も支所では一生懸命対応に追われていたという状況があったようでございますので、この辺もしっかり今後の課題として考えていただきたいと思えます。

そういうところでですね、支所と本庁の関係がスムーズにいけないということは職員の士気にも関わり、もっと真摯に対応すべきではなからうかと思えますけど、どうでしょうか。

もう1点、吉田を除く各支所にはですね、消防副団長が皆さん詰めておられたようでございます。しかし、本部には消防団長がおられます。しかし、吉田の副団長はどこへおられたんでしょうか。吉田には支所がないから本部へ一緒に詰めておられたのかどうかわかりませんが、そういうところからも考えて、明確な支所機能が必要ではないかと思えます。

それから、もう1点でございますが、今回の被害の中でですね、ゴミの

処理の仕方でございますが、広島市とか呉市などでは一括して1ヵ所か2ヵ所かへ集めて、これを市が無償で処理されております。八千代町も過去19号台風の時には、1ヵ所に集めてそれを町で処理した経過がございます。約トラック10台分ぐらいあったそうでございます。費用の点については積算、精算してないのでよくわからないということでございましたが、今回の災害についてもですね、罹災証明を取れば無料でしますよと言いますが、写真まで撮って持っていく煩雑な手間がですね、住民に要求されることが、住民サービスになるのか。台風で飛んできたゴミとか、木ぎれとか、いうものを罹災照明、写真撮って持っていかなきゃいけないのか。皆さんほとんどの人が裏へ持ってって畑で焼いたり山へ捨てたりされとると思います。これは市の美化条例に反することではないかということも考えられます。燃やしちゃいけないとか、捨ててはいけないという、市民に要求をしておいてですよ、こういう台風の時にそういうことができないということが大変な問題になるんじゃないかと思います。

そういうことでですね、市長さんも言われてますが、協働のまちづくり、協働のまちづくりと言いながらですね、まったく真の住民サービスが考えられてなかったんじゃないかと。この災害の後の対応については。住民の視線で本当にどうしたら皆さんがゴミをきれいにできたかというようなことを、しっかりと考えて今後計画をしていただきたいと思います。

その辺について、今回なぜできなかったのか、そこらまで気がまわらなかったのか、ということについても説明していただきたいと思います。以上です。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 山本議員さんの確かに土師ダムのもので、効果というのは非常に大なるものがあると思います。いろんな角度の中で降水調整をですね、実施していただくということは、下流の流域では非常に大なるものを見ることが出来ると思います。そうした河川等のもので、江の川水系については、そうした河川等の災害が非常に少なくなってきたのが事実であると思っております。

続きまして、消防団員と職員との関係でございます。今回、台風16号を教訓とさせていただきます、本部を設置し、調整の連絡ということで、各支所の方へ3名配置させて、また、前回3名で今回18号につきましては5名の配置をさせていただいたところでございます。ただ1つ問題がありますのは、いろんな旧町でありましたように、旧町であればすぐ職員が対応できるような状態でしたが、今後におきまして消防団員と職員との関わり、職員はですね、消防団対策本部を設置しますと、その指揮の中に入っていくという状況もでございます。ここは課題とさせていただきますね、もう少し、関係部局との連携を取らせていただいて、どのような体制を取るかということをですね、今一度検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それと、ゴミの処理のあり方でございますが、いろんな災害を受けられ  
ですね、よそのゴミも民家の方に飛んでくるとい状況がございましたが、  
確かに旧八千代町の場合はですね、行政の方でいろいろ処理をされていた  
という状況もございます。いろいろ本部の中でも調整をさせていただいた  
わけでございますが、やはり地域地域の皆さんのですね、協力の得たかた  
ちのなかでゴミの処理というものは、やっていただけないだろうかという  
ことで、今回、提案をさせていただいたところでございます。それと、その  
ゴミの搬入、処理場の搬入でございますが、これも早く市民の方に周知徹  
底をさせていただいて、その証明をお願いしております。ただ、確かにそ  
の写真ということもございますが、我々は何らかのかたちがないとですね、  
全部それはまたゴミの利用の持ち込みのですね、料金にはね返って来ると  
いうこともございますので、ただ、そういう状況等も考慮させていただい  
て、何らか職員が確認をさせていただいてですね、証明の発行をするとい  
う状況を今回、きれいセンターの方と連携を取らせて実施をさせていただ  
いたところでございます。

それと、消防団員との関係につきましては、消防長の方からご説明をさ  
せていただきます。

村上消防長 議長。

崎岡議長 消防長、村上君。

村上消防長 それでは消防団の方の関係は、常備消防の私どもとの連携の中で災害対  
策を実施してきておりますので、山本議員さんのご質問に対しまして、答  
弁をさせていただきたいと思っております。

まず、消防団の関係はですね、対策本部の方に団長が控えて、そこから  
指示を出す。それから各支所には、支所の副団長をそれぞれ支所の方に待  
機させて、団長から出た指揮を副団長がそれぞれ各支所毎の消防団員に対  
して指示をしていく。吉田地区はどうなのかというご質問でございました。  
16号の台風の時のいろんな問題を参考にしながら、それを踏まえまして、  
自治振興部の中の地域振興課というところが、吉田全体の支所の役割をす  
るということもございまして、今回の18号台風の時には、地域振興課の  
課長が対策本部の方に控えをし、それから吉田地区の副団長の控え場所は、  
消防本部を控えの場所としてその中に、消防団の副団長以下、幹部の皆  
さんに控えてもらった。そこには地域振興課の方から、職員を1名、吉田  
地区の消防団の世話をするというスタンスの中で控えてもらって、対策本  
部の振興課長、また消防団長等からの連携をしながら、吉田地区につい  
ては対策を講じていったというのが現実でございます。後は、対策本部の方  
に消防の方からも職員を派遣しておきましたんで、消防団長と職員とが協  
議をしながら、連携を取って、災害対策を実施したという現実をご報告さ  
せていただきます。以上でございます。

山本(優)議員 はい、議長。

崎岡議長 4番、山本優君。

山本(優)議員 今総務部長が説明されましたんですが、やっぱり持ち込み。きれいセン

ターへ持ち込みなさいということをしてですね、瓦1枚でも瓦2枚でも、波板1枚でも、端切れでも、持っていかんにやいけん。そういうことを住民に要求することが、本当の住民サービスになるのかということをやっとるわけで、各地域に任せる。地域でやってくださいというようなことを言わないで、どっか1カ所に集めて、全部市が面倒をみますよというような、本当の住民の視点に立ったサービスを考えてもらいたい。地域に任ず地域に任ずというようなことじゃあ、本当の住民サービスにはならないと思います。それについてもう1回、今後どうされるか返答をいただきたいと思います。

それともう1点、消防団は本部に、吉田分は本部に設置しとったということですが、地域振興課が対応したと。こういうことがやっぱりちょっと私が、本庁の中の地域振興課は、本庁の仕事もしなければいけない。支所の仕事もしなきゃいけないだろうと思うんですが、ちょっと私の認識が違ったら、あれしますけれども、そういうやっぱり、吉田支所というのが必要じゃないかと思うんですが、今後のこの吉田の行政の機構として、その辺は、考えられるべきじゃないかと思いますので、その点についてと2点、答弁をお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 行政の組織上ということでありまして、私の方から1点ほど答弁させていただきます。確かに、今回の合併によりましてですね、いろんな角度の中でこの組織というものは、一回の中でできたものではないと思っております。いろんな角度でご協議があり、当初の案では、吉田支所も基本的にはあった訳でございます。ただ、その時点で皆さんのご意見がですね、吉田支所をつくるのが果たして今回の合併の行革かというようなご意見も十分にいただいております。そういうことで部長職をそういう状況の中でもですね、廃止したらどうかという、その分の部長職もその行革の中でということ、皆さんの中で、いろいろご指摘をいただいたような状況もございます。ただ、地域振興課といいますのは、吉田町の地域づくり、いろんな角度の総合的な窓口になるということですね、課長職を1名、また係長職を1名を配置させていただいておりますので、基本的には吉田の管内のある程度の総合的な窓口になるというのを基本に、今回の行政の組織として設置をさせていただいたところでございます。当然、今まで支所というもので、検討したわけがございませんので、その点は皆さん、議員の皆さん十分知っておっていただくとお思いますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 災害の後のゴミに関してでございますが、一応、保健衛生の方で、私の方で対応させていただいておりますので、答弁させていただきます。問題の台風の後のそれぞれのゴミの関係につきましては、ご承知のように、罹災証明書をいただいておりますね、焼却センターの方へ運んでいただいております。



す。この目的はあくまでも、一般ゴミとその被災によるゴミとのひとつの分け方のひとつの目安という形でそういう措置を取らしていただいたということです。他に、もし良い方法があればですね、またそれも、考えていかにゃあいけんだらうと。ただ、そういう行政の方は、その区切りと言いますか、そういう判断と言いますか、そういうひとつの目的でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

問題は、1カ所に集まったのゴミの対策でございますが、被災状況にもいろいろあると思ひます。こうして市の540キロ平方メートルになりましたんで、八千代町さんだけの被害総額と、市内としてその全体等への取り組みということもひとつ考えていかにゃあいけんということで、合併のひとつの利点でありますから、サービスの向上には、向上に合わせていくというのが、これがひとつの利点でありますので、今後の対応としては、支所長等とも協議いたしまして、この対応についてご協議をしたいと思ひます。ご理解いただきますようお願いいたします。

崎岡議長 以上で、八千代会派の一般質問を終わります。  
この際、11時10分まで休憩をいたします。

~~~~~  
午前11時03分 休憩  
午前11時10分 再開  
~~~~~

崎岡議長 再開いたします。  
続いて、吉田会派の一般質問に入ります。  
64番、富田義弘君。

富田議員 議長、64番。64番、富田でございます。吉田町会派でございます。事前に通告いたしました質問について、これから質問させていただきます。

実は私たちの吉田町会派におきましては5名演壇に立ちますが、持ち時間3時間でございます。個人個人約30分の短い時間でございます。限られた時間ではございますので、少し早口に申すかもしれませんが、よろしく申し上げます。

安芸高田市経営構造対策事業（農畜産物加工処理施設）計画についてとこう書いてありますが、実は長々としてですね、言葉が詰まりそうな長い項目になっておりますが、実はこのこと自体は農水省におきます補助事業のメニューの正式な名称であるというふうに、私自身の解釈をしておるところでございますが、なぜそんなことを申しますかと言いますと、実はこの事業の内容が示されたのは、私たち議会におきましては、安芸高田市議会企画常任委員会会議資料について、このような資料を自治振興部長からいただいたのがポストに入れられておりまして、受け取ったと。それから始まりでございます。ですから私は2常任委員会なりがなされておりますが、まったく独自で読みまして感じたことが質問になったと、こういう単純な経過でございますので、なかなか素人の質問になりますが、その点を理解いただきましてですね、答弁を求めたいと思ひます。ということは、自

治振興部長はですね、この計画書をつくっておられますので、私はこの計画を読んで感じたことをこれから質問するんでございますので、まずもって部長さんの答弁になろうと思いますが、市長さんも必要に応じて答弁に応じていただきたいということを申し上げておきます。

先ほど長々と申しましたが、実は要約すればこの資料を読んでもみますと広島駅弁株式会社を中心として、高田郡農協と安芸高田市が第3セクターを組んで弁当加工センターをつくろうと、こういうのがひとつの大きな事業の中身だというように解釈いたしております。そういう立場に立ちまして、長々とした文章は省きまして、広島駅弁(株)を中心とした弁当加工センターの建設計画ということで、私は質問させていただきます。これまで議会におきまして、8月の27日企画常任委員会、9月7日産業常任委員会、また9月10日におきましては各会派会長会議がなされまして、その席におきまして田丸部長から説明されたと聞いておりますが、これまでの説明で議会の理解が得られたとお考えでしょうか。私は議会との議論をもっと深めていくことが必要という考え方に立ちまして、これからの質問をさせていただきます。

まず1点でございますが、第3セクター方式による事業は全国で展開されておりますが、これまでの事例を見ると失敗の例が多く見受けられます。先日9月10日の中国新聞の紙上にも指摘されておりましたように、広島駅南口開発、あるいはアストラムライン広島高速交通ですね、この2つの問題につきまして、大きな見出しでですね、広島市はつなぎ融資をしなければならなくなった。そのようなことの結果は第3セクター特有の甘い計画が背景にあると、こういうことがつい最近の紙上に指摘されたようなわけでございます。そういう立場で考えますと、行政が民間企業と第3セクター方式で会社設立するという時は、慎重に慎重を期して取り組む必要を私は感じております。旧町から新市に引き継いだ第3セクター方式の事業の中におきましても、赤字を生じて大変な状況下にあることも事実であります。

私は以前、田丸部長に質問したことがございます。新市の第3セクターの事業について、継続が見直しか、どのように考えておられるのかということを探ったことがございますが、田丸部長は私たちの能力には限界があり、第3者の専門家に委託してでも内容の精査をしてもらって、市としての方針を示していきたいとの答えでございました。先般、企画調整係より執行状況の報告が示されておりました。第3セクター健全化計画の策定を石橋公認会計士に委託契約締結をして、事業に着手したと報告がありました。16年度に第3セクターの健全化のための精査が行われているこのような最中におきましてですね、新規に駅弁加工センターという第3セクター方式で建設するということが発表されたことに対しまして、私は矛盾を感じております。この新規の第3セクター方式の計画はですね、専門家の内容の精査は必要ではないのではありまじょうか。まず1点お伺いします。

次に、この度の第3セクター方式での弁当加工センター建設計画は、安

芸高田市の雇用の拡大や、あるいは米や野菜の消費につながり、農家の活性化につながる先行きバラ色の政策のように伺いますが、その反面、経営次第では、あるいは駅弁株式会社次第におきましては、安芸高田市が将来大きなリスクを背負うというようなことはあってはなりません。市にリスクを背負うということはないと断言できるのか、この点について答弁を求めます。

次に、行政が民間企業との第3セクター方式を組む時に、今日の社会において大手の銀行や、大手のデパートが倒産に向かうような時代におきまして、広島駅弁(株)と組むとの方針が示されていますが、広島駅弁(株)と決めた背景には、田丸部長、あなたがどこまで健全企業だと断定されているのでしょうか。資料はまったく示されておりませんし、駅弁(株)を指名されたのは、あなた田丸部長の決裁で駅弁を決定されたのでしょうか。駅弁(株)の調査資料もなく、駅弁(株)と第3セクター方式で会社建設をするということになりますと、今後に対する市民の不安は増大すると思いますが、企業の経営内容について、詳しい説明を求めるものであります。

このような軽い気持ちで、駅弁(株)と決定した裏には、あるいは国や県の先生方の企業の紹介があって、市が丸のみ、丸請けをされてこの事業展開に取り組みをされようとしているような噂もありますが、そのような事実はないと断言されるのでしょうか、お伺いいたします。

先般の9月7日の産業委員会におきまして、実はこの話というのは、いつごろ、どこへ話が来たのか、こういう同僚議員からの質問がございましたが、田丸部長は2月頃児玉市長にきた話であると。誰からとは答弁はありませんでした。私はガラス張りの行政をしくべきと考えておりますので、できるものでしたらすべてを市民に明らかにして、この問題は今後議論していく必要があると、このように感じております。万一、国や県の先生方と駅弁(株)との利害関係があるとしたら、これも明らかにしておくことが大切であります。メンツやプライドは捨てて、ガラス張りにしておく必要があると、このように感じております。駅弁(株)との個人的な利害関係がないことを調査されているのか、お伺いいたします。

次に、第3セクターの会社設立が農協、駅弁、市の第三者によるものとしておりますが、農協との理事会やトップ会談が行われているように聞いております。議会にはその内容は説明はまったく受けておりません。その内容についての経緯だと、農協の出資協力、設立後の農協の役割を受け入れするか、このような方針が双方で確認されているのか、具体的に説明を求めます。8月23日は中国新聞紙上にも載っておりましたが、3社のトップ会談も開かれたと聞き及んでおります。私が農協の協議の結果の内部を聞く範囲によりますと、理事会における結論は、理事会の要するに第3セクターに対するですね、資本金の拠出するとすれば、農協の理事会におきましては、400万が限度額であると。それ以上は総代会の決議によるからできないんだと、このようなお話しとか、あるいは農協が役員を出すとか、あるいはいざ、担保をするとか保証人になるとか、こういうような

ことが続くとなれば、農協は対応できないというような話が理事会においてまとまった意見だというように聞いておりますが、これは私の明らかでない聞き及んだ範囲でございますが、正式に行政とのトップ会談において明らかにされたことについては、この場において説明をしていただきたいと思います。

出資額はですね、計画後に示すというように書かれてございます。いつ示されるんでしょうか。またいくら額を見込んでいるのか伺います。出資金の金額は、公金、市民の血税を、リスクある予測される場所へ出資するという事は、慎重に慎重を期すべきです。私は先般、総務常任委員会における調査項目の中でもありましたが、市民の財政そのものを有価証券に投資するとか、あるいは、いろいろとですね、リスクあるところには慎重に期たせねばいけないと、こういうような説明を聞きましたけども、収入役の答弁にありましたように、とにかくリスクのあるところへは、そういうようなことはよくよく吟味すべきであって、という言葉がありましたように、これは慎重に考えなくてはならない問題だと思います。それについてのご回答をいただきたいと思います。

次に、農協と市、これ中を見ますと資本金の中身でございますが、農協と市が51%の資本金を持つと。駅弁株式、その他が49%と定めている。この資本金の意味は法的な根拠がどこにあるのでしょうか。伺います。

実は9月10日の中国新聞の紙上にもありましたように、広島市が追加融資をしなければならない背景にはこの事業と同じかもしれませんが、広島市が51%の出資という立場に立っての説明があったかのようにも伺いますが、専門家としての答弁を求めるものであります。事業費はおおよそ10億円と定められています。田丸部長の頭の中で、10億円の事業費が暗算で見込まれる数字なんでしょうか。設計、委託も青写真もないこの時期に、事業費10億円前後の見込みのですね、この根拠を田丸部長から明確に示されたいと思います。私は、ひょっとすると、この他町に示された、他町とは、以前に大和町にこの事業計画が持ち込まれたというようにも聞きますが、その資料をですね、安芸高田市にすり替えた資料で我々に説明しとるのではないかというような疑問も持ちます。その辺についての真意を伺います。

用地は市の土地。無償提供でしょうか。どこの土地を利用しようとしているのでしょうか、お伺いします。

設立した加工会社の資産は一体どこの名義とするのか伺います。

次に、国の補助金申請は、どこが主体で申請して、国の補助金5割、その他の財源については国の融資制度、ふるさと融資資金借り入れ等で活用しますとありますが、部長の見込んだ金額をはめるとですね、事業費おおよそ10億円前後でございますので、5億円は国の補助金でございます。残りは国の融資資金を借り入れるとなっておりますが、誰が借りをして、誰が保証人となる計画かお伺いします。

先般の産業常任委員会におきましての田丸部長の説明の中におきまし

ては、5億円は補助金、あとの5億円は国の融資を受けると。具体的にです、ね、国の融資5億円の内、2億5千ほどふるさと資金を借り入れると。その借り入れ方は安芸高田市が借り入れて、金利は安芸高田市が持って、そして第3セクターに貸し付けると。いとも簡単にこういう説明でございました。あとの2億5千万はどうするのか、これは今後民間から借り入れるかどうかは検討させていただきたい。こんな論議でございました。私はそれを聞いておりましたですね、あまりにも田丸部長さんは偉い人だなど。市役所にはですね、財政担当がおるんですね。財政担当に後、聞きましたら、このような裏付けの協議はされたんですかと言いますと、まったくしてないと。こういう背景でありました。私はこういう真意をですね、明らかにしておく必要があるという立場で今回も質問しておるわけでございます。

要するに、誰が借り入れをして、誰が保証人になる計画か、こういうことについてお伺いします。

第3セクターの加工センターが、万一赤字を出した時は、誰がどこで責任を持って補填することになるのか。最終的には市行政が責任を負うということにはならないのでしょうか。ならないと断言できるのでしょうか。そのことについてお伺いします。私はこのことに対する危惧は、9月10日の素人ながらの新聞を見させていただきました、先ほどの広島市の例でございまして。51%の資本金を出した広島市が責任を持たされたような記事になっておりましたので、このことについて非常に心配をして質問をするわけでございます。

企業のメリットは加工センター建設が市の丸抱えによってできる、うまい味のある物件だと私は思います。その暁には利益を得る人たちは一切ないと断言できるのでしょうか。この点についてもお伺いします。

市のメリットは素晴らしいことが内容に出ておりますが、実はこの計画書の中身を見ますと、要するに弁当の改革、食の改革によって、要はそういう弁当屋のつくった商品は駅弁が中心になって市場を開拓するんだということが書いてございました。その中の1つにですね、駅弁株の販売路を病院などへ拡大するというような説明もございました。例えばこのようなことを深く考えてみますとですね、例えばこの安芸高田市にあります吉田病院に例えますと、吉田病院がこの駅弁を取り入れられたとすると、農協の病院に食事づくりに働く多くのパートの皆さん方、あるいは労働者は、雇用の場を失うというようなことについて、つながっていくのではないだろうかというようなことも、私は予測するわけでございます。そうした中であって安芸高田市がテコ入れした結果が、このような、反面このような実状を生んでいくというような姿があっては、私はならないと思うんですが、そのような危惧はあるか、ないか、この点についても明らかにしていただきたいと思っております。

本事業は、施設整備（工場建設のための土地、建物一切を含む運営を市が行う）。運営とは経営に参加することを意味するのか。市の職員は誰が

経営に参加して運営する計画なのか、こういうことも真剣に考えていく必要があるのではないのでしょうか。私は、市には弁当会社を運営するような能力は、まったくないと思います。ですから危険性のあるところには慎重に慎重を期して、今後なお一層努力していただきたいと思うのでございます。ましてや、議会に対する認識を深めることと言いましても、私たちは在任特例の11月30日で満了でございます。先般の産業常任委員会におきましては、次の議会对策はどのように考えているかということをお聞かせられた時に、12月定例会に提案をしたいんだというような、田丸部長の意向がありました。我々がこれだけです。いろいろな論議を聞いて、いろいろなことで努力しても新しく出される、スタートされる22名の議会に対する考え方、捉まえ方、その辺についてはどのようにお考えなのかということも含めてですね、ひとつご回答いただきたいというように思います。以上、時間の制限がございまして、長々と申しましたが、質問について終わりますが、再質問の場合は自席にて失礼させていただきますので、よろしくお願いたします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今の富田議員さんのご質問でございます。補助金の名前は、経営構造対策事業農畜産物加工処理施設計画という農林省の補助事業でございます。この補助事業というのは、特に農産物の販売が非常に厳しい今の状況の中で、何とか、いわゆる地産地消といいますか、そういうものをやらないと今後の農家の利益につながらないと、こういうことで、農林省が制度として考えたものでございます。これは先ほど来、富田議員さんからお話がありましたように、要するに、我々は俗に弁当センターと呼んでおるんですが、地元の米を使う、それから地元の野菜等、あるいは畜産物、そういうものを使っていくと、こういう計画でございます。したがって、今の計画では最低限、大体、米が1年間に1万5、6千袋、そこで消費できるのではなからうかと。高田郡農協が販売しております米の1割近くをです。ここで消費できると、こういうことで、当面はやはり非常に厳しい米の販売状況の中で、安定的にそれだけの米が消費できれば、農家としては非常に助かってくる。それに附随をして、肉とか、勿論野菜を、弁当でございますので、消費をするという計画であるわけでございます。

そういうような、農林省の地産地消を推進するという補助制度に基づいて、今、考えられたものがこの計画であるわけございまして、大体、人だけでも、百三、四十人くらい常時使えるんじゃないかと、このような計画にもなっておるわけでございます。

しかし実際にはこの3セクを組まないと、この事業は補助対象にならないという問題があるわけでございます。勿論、市が直営でこの工場を運営すれば一番いいんですが、とてとてもそんなノウハウはない、こういうことございまして、やっぱりそういう製造販売のノウハウを持ったものと一緒に3セクを組むと。それがないとこの事業というのは、もう

できないというように考えるわけでございまして、そういう地元の製品の地産地消、地元の雇用と、そういうものを考えた時に、この事業というのは、いい事業ではなかろうかとこのように私は考えておるわけでございます。

この経過についてはですね、実は私が一番最初に耳に入れたこととございます。というのは、まだ市長に就任しておらなかった時点でございますが、国会議員の皆さんと絶えずいろいろ情報交換をしておりますので、その情報交換の中で、我々はそういう情報交換しながら少しでも良い物がありゃあせんだらうかというのが、ひとつの我々の仕事でもあるわけでございまして、そういうことで話をしとる中で、大和町がこの計画を持つとるんだと、こういう話を聞きました。どうも、大和町はこの計画が合併がらみで、どうもうまくいきそうにないと、そういう話を耳にしました。もう既に補助金の体制というのは県の方でできておるんだと。こういう話を伺いましたので、詳しくはこれは農政部に聞かにゃあわからんこととございますので、それはまあ、その話は聞きましたが、以後の問題は農政部に、実はこういう話を聞いたんだが、これはどうなとるんかというのを農政部に聞きました。その内に、私も市長にならしていただきましたんで、市長になってから、職員に命じてこの問題をちょっと調べてみてくれということで、この問題に取りかかったというのが発端であるわけでございます。

そういう経過の中でですね、県の農政部といろいろ協議をして参りました。情報のとおり、正しくこれは大和町でやりかけた仕事で、ほぼ計画書はできとったということでございます。したがって、農政部としても、もし安芸高田市がこれに取り組みれるならば、このお世話をしたいと、こういうお話でございました。私は、それぞれ町同士の、市の仁義がございまして、大和町へ聞きました。大和町でこの問題は本当にやらんということになったんかと。もしやらんということになつとるとすれば、安芸高田がこの問題に手を付けてもいいかということは、大和町の方に了解を取って、この問題に研究に入つたと、こういう事情があるわけでございまして、別に私が他意があつてやったことではないわけで、本当にこれがうまくいけばですね、非常に私はいいことだろうと思ひますし、他県にはこういう先進例がたくさんあるわけです。隣の岡山県にもあります。この制度は、大体県下に1つくらいしか、割合とない施設のようでございますので、ただ、問題は先ほどご指摘のように、第3セクターを組まにゃあいけんと、それから、本当に専門の販売会社を入れにゃあいけんと、こういう問題があるわけでございます。したがって、なぜ駅弁を選んだかという問題はですね、駅弁が大和町でやりかけた仕事そのままこっちへ来たというように解釈をいただきたいと、このように思うわけでございまして、駅弁と事前に話があつたということは全くないわけでございまして、ひとつそこらにはご理解を賜りたいと、このように思うわけでございます。

先ほど来、いろいろ農協との関係もございまして、勿論これは農協が加わらないと本来の意味をなさん事業でございまして、したがって、農協とも

協議をさせてもらって、この事業に参画をしてくれと。ただ、問題は農協は合併を控えておりますので非常に難しい状況にあると、こうすることで、その大きな出資金を出すということになりますと、総代会で決議せんじやあいけんということになりますので、これは理事会で決議する範囲内の、当面出資金をださしてくれと、こういうことは先般お話をさせてもらっておるところでございます。

第3セクターを組んで赤字の問題がですね、一番大きな、我々も心配でございます。したがって、そのことについては今から十分精査をしてそういうようなことのないように。もしそれが開示できん、もうこれはだめだということになれば、やはり、今後この問題そのものをですね、考え直さざるを得ないんじゃないかと、このように私も考えておりますが、やはり農家のためにどうしてもこの問題はやらにゃあいけん問題ではないだろうかと、そのように私は判断して、ただ、先程来ご指摘のように、3セクを組んで市が被害を被る、その問題についてのリスクは、最小限に留めるといふ、そういう手を打つ方法がないと、この問題には取りかかれなないと、このように考えておるわけでございますので、いずれにしてもこの問題というのは、議会の同意がないと、これはできない問題でございますので、我々がいくら計画をしてもですね、議会の皆さんの同意がないものはできないということでございますので、ひとつご理解を賜りたいとこのように思うわけでございます。後ほど具体的な2、3答弁が残つとも思いますので、田丸部長の方から、また追加の答弁をさせていただきたいと思ます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、私の方から、市長が答弁をされました以外の項目について、ご説明を申し上げたいというふうに思います。議員ご指摘のとおり、私たちも、市長が今申し上げましたとおり、第3セクターに関わる問題点、とりわけこの問題、間違えますと大変なリスクを伴うということは、重々承知をしておりますので、今、その調査研究を含めてしておるところでございます。いずれにしましても、現在ご指摘のとおり市内の第3セクターの現状についても調査をしておりますので、併せてこの事業につきましても、いろいろとご助言なりをいただくということにしております。第3セクターのいわゆるいろんな問題を考えてみますと、まずやはり、事業計画がちゃんとリターンできる計画になっているかどうかと、そういった厳しい視点で、事業の計画を見直す必要もございまして、そういった意味では、その点につきましても、専門の先生方にご検討をいただくというふうにしております。広島駅弁株式会社でございますけども、この企業の、いわゆる財務内容、それから企業の健全性等々につきましても、専門の先生に調査をしておいて、いただいているという状況でございますので、その調査報告書ができあがりましたら、また、ご報告をさせていただきたいというふうに思っております。



次に出資金の額ということでございますけれども、第3セクター設立で市がリスクを伴う事はないかということでございますけれども、いわゆる商法の世界に入っていくわけでございますので、リスクはまったくないということにはならないだろうと、私たちも思っています。ただ、第3セクターへの、いわゆる出資のあり方、経営への関わり方等々によりましては、そのリスクの増減が、いわゆる変わってくるというふうなことも、お聞きしておりますので、そういった意味では、先ほど市長が申しあげましたように、市のリスクは最小になる手法はどのような形をとるべきなのかと、いうことは現在調査研究をしておるところでございますので、それについても、整理ができましたらご報告を申し上げたいというふうに思っております。

次に、出資金の額はいくらかということでございますけれども、これは、当然、第3セクターを仮に設立した場合でございますけれども、設立をした場合、当面の必要経費、または資金計画等々を含めて、勘案をされる状況でございますので、現在の段階ではいわゆる資金計画等も正確には把握できていない状況でございますので、これについても事業計画の中で最終的には整理させていただければというふうに思っております。

次に、出資比率の根拠でございますけれども、国の補助金をいただくということになりますと、当然、補助金の交付の要件がございまして、これによりまして、自治体及び農業者団体、農業者団体というのは農業協同組合も含まれるわけでございますが、この両者若しくは単独で出資金の51%以上を超える必要があるということになっておりますので、したがって、私どもの市と、それから高田郡農協が51%を超える出資金をせざるを得ない、この事業を入れるということであれば、そういった条件になるということでございます。

次の事業費の見込みの10億でございますけれども、市長が申しあげましたように、この事業、当初大和町で計画をされておって国への補助金等の申請もですね、いわゆる出す寸前のところまでいっていったというふうに私どももお聞きしております。ベースになります基本的な考え方が大和町の事業ということでございます。大和町においては概ね10億ということでございましたので、今回の事業、どれくらいかと聞かれば概ね10億程度でしょう、ということをお答えをさせていただいております。ただ、その時と状況も変わってきておりますので、やはり高田は高田の状況のなかで事業を組み込んでいく必要がございますので、その金額については当然前後するというふうにご理解をいただければというふうに思います。

それから、土地はどこを利用ということでございますが、この用地につきましても、新たに取得をするにしましても、さらにお借りをするにしましても、そのために投資的な経費や、さらには運転資金等が必要になるということで、できましたら出資団体が持っております遊休の用地を活用するという方向で検討をして参りました。高田郡農協にもご相談を申しあげましたけれども、高田郡農業共同組合の方にもですね、適当な用地がないということで、現在では、八千代町時代に取得をいたしております、土師

ダム下流の市有地を前提に、現在計画を策定しておるところでございます。この、いわゆる借り上げ料等については、今後の検討ということになっております。

次に、資産の名義の問題でございますけれども、これにつきましては、この施設を建設をする事業実施主体が、いわゆる資産の名義になることとなります。第3セクターを組むということになりますと、第3セクターがいわゆる資産の名義人ということとなります。それから、5億円の借り入れの名義でございますけれども、これも、いわゆる実施主体という形になります。

なお、ふるさと融資等についてのご指摘がございましたが、ふるさと融資は補助残の25%ということでございますので、全額補助残ということではございません。ふるさと融資につきましては、市が金融機関からお借りをしまして、そしてこの事業主体の方へ貸し付けると。事業主体の方からは元金について、いわゆる支払いを市の方が受けて、利子を付けて、いわゆる金融機関に返していくと、こういう仕組みの制度でございまして、企業等の企業誘致をですね、する手法として、国の方で制度をつくられたものでございます。

なお、残りの75%をどのようにするかということにつきましては、これについては、今からどのような形で、いわゆる資金を調達するかということで、農協を含めて具体的に協議の対象になっているところでございます。

それから、市がリスクを負うことはございませんかということでございますけれども、先ほど申しましたように、状況によっては市がリスクを負うということは当然考えられますけれども、その手法等については、現在検討しておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思いますというふうに思います。

それから、利益を得るものはいないかということでございますけれども、私どもは、この事業の目的はあくまでも農業振興にございますので、当然、安芸高田市の農家が最大の利益を得るべきだろうというふうに思います。また一方で、さきほど市長が申し上げましたように雇用の創出にもつながりますので、地域経済の活性化にもなるんではなかろうかというふうに期待をしております。また、この事業は大きく経済活動に踏み込むものでございますので、出資をした団体が次に利益を得るということは当然、商業行為でありますのであり得るだろうと、いうふうに思っております。

それから、第3セクターの経営、運営いわゆる経営の問題でございますけれども、市が経営にどこまで関わるかというのは、実はリスクと大きく関わっております。いわゆる出資といわゆる経営というのは基本的には分離をされておりますので、経営の責任というのは経営者が取るというのは原則になっております。したがって、市がどこまで経営に携わるのか、または携わらないのかというのは非常に大きなポイントでございます。そういった意味では、リスクをどのように回避をするかということの整理の中で、市が第3セクターの経営にどのように関わっていくかということ、

今後決定をしていきたいというふうに思いますので、この問題についても、今しばらくお時間をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

富田議員 議長。

崎岡議長 64番、富田義弘君。

富田議員 ただ今答弁をいただきました。特に田丸部長にはですね、スラスラスラと立派な答弁をいただきましたが、これだけの項目の中でですね、私は純粹に考えますと、これだけの疑問点があるんです。それに対して先ほどちょっと聞きました中身におきましてですね、この借入金の問題ですね、これも先ほど私が指摘したことはですね、市当局には財政課があるんですよ。財政課とね、詰めた結果の中であなたはチャラチャラチャラチャラと答弁されてるんですか。私が聞いた範囲では、まだ財政課はそこまで詰めてないと言われましたよ。私はね、もっとね、こういう問題については真剣に捉まえて、そして十分内部でですね、詰めをして、そしてこの事業の成功に向けて進もうとすれば、議会も一緒だと市長さんおっしゃいましたようにですね、そうは言っても我々のこの在任特例は11月末なんですよ。このドサクサに紛れてですね、議会が理解したと、このようなことで進んでもらっては大変な、後、過ちを犯す問題になるという気がしております。ですからそういうことをですね、十分に考慮に入れていただきまして、私は持ち時間がもう過ぎましたのでこれ以上申しませんが、議員の皆様方がですね、こういうことをまず理解していただきまして、今後ある時期におきましてはですね、お互いが、73人が賛成するといたしましても十分な深い議論を重ねた上で、そして後に残す課題はですね、悪い課題を残さないように、この事業は取り組まなければならないと、私も確信しておりますので、今後十分にそういう立場に立って、執行部の皆さん方も内部の詰めを十分にさせていただいて、そして出発していただきたいと、このように思います。以上、終わります。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 我々も、この計画そのものは、本当に今、農業が厳しい中でですね、どのようにしたら農家のためになるかと、こういう一点でこの計画を立てておるわけでございます。さりとて、3セクが大赤字を出した時に、市が被害を被るようなことがあっては、我々としては責任があるということでありまして。この問題というのは、農産物を加工して売ると、その売るのは郡内市内ではなしに、ほとんどが広島県内の大企業の給食とか、大病院の給食とか、そういうものへ持っていくというのがこの計画の主なものでございまして、市内の業者とか病院をそういうためにですね、被害を被ってもらうようなことは、私はするべきではないと思いますし、そのようなことでは本当の大きい事業はできないと思いますんで、県内全体をエリアにおいたこの計画であるわけでございます。そういうことで、どうしても専門と組まないといけないという問題。さりとて、3セクで赤字を出しておる

時にはどうするかという富田議員の一番大きな問題があるわけですので、そこらを十二分にクリアできるように、今、研究をしておるところでございます。その研究をしながら、これはだめだということがあれても起こるかも分かりません。将来を見たときにですね。ですから富田議員が発言になられたことは、十分我々も同じ思いでございますので、ひとつよろしくご理解を賜りたいと思います。

崎岡議長 この際、13時まで休憩をいたします。

~~~~~

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開をいたします。

続いて、36番、松村ユキミさん。

松村議員 議長、36番、松村でございます。よろしくお願いいたします。先に通告いたしております2項目について、お尋ねをいたします。

まず、第1点といたしまして、各支所における指定金融機関の職員の常時駐在について、お尋ねをいたします。旧高田郡各町は、吉田町は現在のもみじ銀行、向原町、甲田町は広島銀行、八千代、美土里、高宮の各町は高田郡農業協同組合と、それぞれ指定金融機関制度を導入され、出納業務を行われてきたところでございます。

本年3月に合併をいたしまして、安芸高田市として新たに高田郡農業協同組合が一本化になり、今日に至っております。

ところで、各支所では現在市民生活課の職員さんが公金の授受をされているのではないかと思います。市民税、固定資産税、国保税など、市税の多くは口座振替であろうかと思いますが、個人で納付される方も、まだまだたくさんおられることかと思えます。日常業務で金銭を扱う職員さんは別といたしまして、市民生活課の職員さんが分任出納員の任命を受けておられるとはいえ、公金を窓口で授受されるということは、他の職員との均衡上、問題があるのではないかと思います。公金を扱うということは、額の多少にかかわらず、神経を使われると思えます。そこで、各支所に派出所を設けましてJAからの職員配置を考えたいかがなものかと考えます。市長並びに担当部長の方から所見を伺います。

第2点目といたしまして、少子化対策についてお尋ねいたします。本年4月1日、現在の15才未満、すなわち年少人口は1千781万人で、昨年の4月1日調査に比較いたしまして、20万人の減少をみております。そのことは総人口に占める子どもの割合が13.9%と、30年連続の低下を喫していると報じられております。今や少子化対策は、国を上げての深刻な課題ともなっております。こうした中で、去る6月、市長の施政方針にお示しいただきましたように、本市におきましても保護者の就労と子育てを両立できる保育時間の延長、保育サービスの充実、核家族化の中での相談事業、また児童館や放課後保育など、施策を伺ったところでござい

ますが、安芸高田市も合併をいたしまして、今、半年。旧町時代における地域格差もあります中で、とりわけ少子化問題については、一般的には若者定住、それに伴います企業誘致、また医療費や保育料の負担削減など、幅広く試行錯誤されているところにもございます。

本市といたしまして、特に少子化に対しまして力を注いでいただく施策について、より具体的に市長並びに担当部長の所見を伺います。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今の松村議員さんのご質問でございます。第1点の指定金融機関の問題でございますが、これは今、半年過ぎたわけでございますが、支所での対応をどのようにするかと、こういう問題が当面の課題になっておられるわけございまして、その問題につきましては担当部長の方から対策等についてお答えをしていきたいと、このように考えます。

それから少子化対策の問題についても、これは安芸高田市だけの問題じゃなしに、本当に、国を上げての大きな課題でございまして、市としても具体的な取り組みが必要というように考えておりますので、これも具体的には担当部長の方からお答えをさせます。よろしく願いいたします。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 各支所におかれまして指定金融機関職員の常駐ということでございます。このことにつきましては、各支所の職員を出納員、または分任出納員という制度を利用させていただきまして、任命をいたしておるところでございます。通常でありますと、支所、市民生活課を窓口といたしまして、支所での出納業務を行っておられるわけでございます。受け取りました1日の公金につきましては、指定金融機関の職員でございます、高田郡農協の職員が巡回をして回収するシステム構成となっております。

しかしながら、月末などの納税組合等の税金納入時等で支所での扱い件数、また金額が集中する状況がございます。各支所によってですね、多少の取り扱い件数等も違っておりますが、このような状況の中に対応するということにつきましてははですね、郡農協の方と協議をさせていただいて支所長さんと協議をしていただき、混雑が予想される日を想定させていただいてですね、その日については各農協の支所から臨時的に職員を派遣されるよう、今日まで要請をさせていただいておるところでございます。

また、各支所、公金を取り扱うという状況でございますが、金融機関のない地域と申しまししょうか、そういう状況もございます。できるだけ、今の、公金を納めていただくことにつきましてははですね、納税組合員の代表者の皆さま、そういう方を通じさせていただいてですね、その地域にあります金融機関をですね、利用していただくということも、今後、推進をしていく必要もあるのではなからうかと思っております。

実際には各支所での、どういいますでしょうか、実状というものが違っております。派遣の状況はいろいろでございますが、先日も再度、助役さん、

収入役さんにおかれましては、高田郡農協の方に要請をですね、再度させていただいております。今後におきましても、市民の皆さんの利便性の向上のためにはですね、高田郡農協と協議を継続して、円滑な運営をですね、支所での公金事務ができるように運営を目指して参りたいと思っておりますので、どうかご理解の程、よろしくお願いいいたします。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 ただ今の松村議員さんの少子化対策についてのお尋ねでございますが、この少子化対策、大変難しい課題が多々ございます。そうした中での取り組みでございますが、まず少子化は、結婚や育児、家庭や地域、生き方や働き方など、個人の考え方が多様になって、様々な要因が複雑に絡み合っ  
て起こっていると考えられます。こうしたことから、子どもを持つかどうかは、また個人の選択ですが、少子化がこのまま進むと社会経済や社会保障制度にも大きな影響を及ぼすことが懸念され、全国的にですね、国においても大きな課題となっております。本市といたしましては、先ほど来、松村議員さんの方もおっしゃいましたが、現在働く保護者の支援策といたしまして、保育時間の延長を全市とも平日は午前7時30分から午後6時30分まで。また土曜日につきましては、午前7時30分から午後1時まで  
に統一いたしまして、現在対応しているところでございます。

また、親御さんの勤務の関係によりまして、他町村との広域保育事業にも取り組みをしております。また、子育て相談などの子育て支援、そして児童館や放課後児童クラブなど、児童福祉施策を実施しております。今後の考え方といたしましては子ども達、次世代の担い手を育成するということからですね、かつて今まで昔は、家族や地域、集落で担っていた子ども、子育ての機能をですね、また地域や社会の力を借りて、現代社会にふさわしい形で、再構築することが必要と考えられます。子育てを地域社会全体で支援していく仕組みづくりといたしまして、行政や企業はもとより、世代を超えて、現在進めております住民と協働の、行政の協働のまちづくりの中ででもですね、地域振興会によって地域で支え合う体制づくりをつくりあげていく必要があると考えております。いずれにいたしましても、関係機関、関係団体の連携により、次世代の育成、子育て支援、親子、家庭の環境、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、就業場所の確保、仕事と家庭の両立、男女共同参画社会の実現など、少子化の流れを変えるためにですね、従来の取組みに加え、あらゆる関係機関、部署での対策を検討する必要があると考えております。

また、聞き及びますのに先般もお話が出ておりましたが、育児ということに関して、お母さんの方にかかなりのウエイトがかかっている状況がござ  
います。そうした中で、育児休暇の取得も、やはり男性の取得率が低い、そして理解が薄いということが、先般ラジオの方でも報道されておりました。また、企業の方ですね、就業先の方にもこういう制度がないところが  
まだあるようでございますが、これらについてもやはり日本全国こうした

少子化に向けて、制度的にもしっかりと改善していく必要があると思っております。そうした中で、安芸高田市といたしまして、今度、次世代育成支援対策推進法というものに基づきまして、安芸高田市次世代育成支援計画、行動計画をですね、今年度中に策定をする予定にしております。これらのものにつきましては、子育てとか子どもさんをいかに健やかに育ていくかということで、ニーズについてのアンケート調査もいたしまして、それらをもとに今後どういう形で支援をしていけるかということ、補足をしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、福祉保健部のみならず、行政全体でですね、企業の方にもお願いもしなければなりませんけれども、また、地域でもそういう子育てについてご理解をいただきながら取り組む必要があると考えております。以上でございます。

松村議員 議長。

崎岡議長 36番、松村ユキミさん。

松村議員 36番。ただ今は市長さんをはじめ、各部長さんの大変将来に向けての、またJAにおきましては、いろんな広範におきましての検討をいただいておりますご答弁をいただきまして、了解をするものでございますが、なかなか、少子化対策につきましては、2025年には400万人の労働者の不足が生じるとも言われております。どうか、ただ今も行動計画をもって子育てにという部長さんの力強いお言葉もいただきまして、私の質問を終えさせていただきます。よろしく願いいたします。

崎岡議長 続いて、山崎昭弘君。

山崎(昭)議員 12番、山崎昭弘でございます。通告しておりました5点ばかりについて、ご質問いたします。第1番目に遊休農地の解消、河川敷の景観美化について自走式の草刈機を購入して管理委託してはというテーマでございます。

平成15年3月、高田郡広域農業振興計画によると、平成12年遊休農地の内耕作放棄地、高田郡6町、現在の安芸高田市ですが、202ヘクタールまで増加しております。これは、耕作放棄地の面積は5%になっております。遊休農地を放置しておきますと、ゴミの不法投棄やカメムシなど病害虫の温床となり、場所によっては有害鳥獣の住処になってしまい、農家を苦しめる最大の要因となっております。

遊休農地になる原因は、多くは不在地主であったり、農家の高齢化に伴う等々原因がございますが、こういった遊休農地の解消を図る必要があると思います。そこで、農業経営基盤強化促進法により、市町村の農業委員会がその当該区域の中にある農地を、ある一定条件に該当すればですね、当該農地の所有者に対して農業上の利用の増進を図るために必要な指導ができるというふうな法律があります。こういった法律を運用して、遊休農地を解消する方法も一つございます。これにつきましては、農業委員会と市当局と協議してどういうふうに持っていくかということがありますので、今回はちょっと置きますけれども、もう一つこの関係で考えていただきたいのは、河川敷の灌木、雑草の繁茂は、やはり農業を行う者にと

って有害鳥獣の住処になっております。後の世代を担う子どもに、あるいは孫に受け渡したいふるさとの川が、見苦しい景観を呈しております。おおよそ水に親しむ環境にほど遠いと言わざるをえません。安芸高田市の吉田町の郷野小学校の近くに、ここ最近つくられた水辺の楽校、これを見ても河川敷につくられて舗装された道はきれいなんですが、しかしそのほとりは雑草が生い茂り、水辺に親しむ環境になっておりません。本年4月、その管理は安芸高田市が管理することとなっております。そういったところを含めていきますと、どういうふうにすればいいかと。要は、子ども、孫に渡すきれいな景観である河川、あるいは田んぼ、こういったところをしていくのは、我々、今現在おる人間がきれいにしなくては次世代に渡すことはできないと、私は思います。

例えば水辺の楽校の管理と併せて、吉田中学校の裏の河川敷を整備して、そこではパークゴルフなどを使い、健康福祉のための有効利用、そういうようなことをしますと、考えていきますと、その環境整備のためには灌木、雑草の取り払い、除去が必要になってきます。夏の暑い作業、夏場の暑い時期の作業を乗り切るために、少しでも楽に作業できるように、大型の自走式草刈機、ハンマーナイフモアというような機械がございます。500万ぐらいから、下は100万ぐらいの金額でございますが、そういったところの物を数台購入して、シルバー人材センター等に管理委託してですね、遊休農地の解消、河川敷の灌木、雑草を駆除して、景観美化に努める必要があると思います。この必要性は、中山間地直接支払制度に基づいて、今までは遊休農地の解消等を行っておりましたが、これは次年度はどうなるかわからない。こういった中で市としての施策として取り上げていただければと思い、市長のご意見をお伺いいたします。

2番目に、田の畦畔、法面維持管理活動について、これも中山間地直接支払制度に基づき、支えられていた遊休農地及び田の畦畔、法面の雑草の刈り取りも制度の存続を望む声は非常に強いんですが、その中山間地直接支払制度がどうなるか、次年度についてはわかっておりません。そこで、田の畦畔、法面に被覆植物センチピートグラスを植え付け、維持管理の省力化を図る方法が長野県、福島県、岡山県等の農業試験場などから発表されております。それを見ますと、法面が4メートル近い大きな畦畔でも、センチピートグラスが繁茂するまで雑草栽培のために6ヵ月ぐらいで分解するコーンスターチを原料とした生分解性マルチを張って、センチピートグラスを植えていくことによって、畦畔の法面維持管理活動が成功したという成功例などが発表されております。そこで、安芸高田市は、基幹産業である農業、高齢化した農業者、こういったところを守るために田の畦畔、法面に被覆植物センチピートグラスを植え付け、維持管理の省力化を図る方法について、有害鳥獣からの被害を防ぐため、集落をフェンスで囲ったり、電気柵を設置するのに助成制度を採用しておられますが、それと同様な助成制度を採用していただければ、高齢化した農業者の基幹産業である農業を守ることができると、こう思うわけですが、市長のご見解をお聞



かせ下さい。

3番目に、環境美化の取り組みについて、安芸高田市環境美化条例は、安芸高田市の環境の美化及び保全のためにいろいろ設けられておりますが、これは先般質問もございました。それで、問題はここの場合は目標といたしますか、目的で、きれいにしなきゃいけないということだけでございました。それで、このままではとても対応できないのではないかとということで、罰則規定を設けてはどうなのでしょうかとということがあります。例えば雑種地の雑草の繁茂解消や取り組み、こういったものについては、もう自動車やタイヤが放置されたままとなっております。あるいは有害鳥獣の巣となっていたり、著しく景観を損ねております。近所の人を持ち主に言ってお願いしてもきれいにしてくれなくて、とにかく近所とトラブルが起こるのが問題として生じるわけです。そこで、行政の方がですね、何とか罰則を含めて条例を改正して、行政の方からそういった持ち主に対して景観保全に努めるよう、強制力をもった指導ができないのか。こういったことについて、どういうふうに取り組むのかということでございます。広島県ではふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例、こういうものができており、市町村の責務として、市町村は県の実施する景観形成施策に協力するとともに、景観形成を適正に行うため、当該市町村の社会的、必然的条件に応じた施策を主体的に策定し、これを実施するよう努めるものとする。ここに施策を主体的に策定してやりなさいというふうに書いております。こういったことについての市長のご所見をお聞かせ下さい。

4番目、受動喫煙防止対策についてでございますが、喫煙は個人の嗜好によるものです。本人はさておき、吸わない人にとっては非常に迷惑な問題であります。私も2年前まではたばこを1箱半ぐらい吸っておりました。そういった人間が今はこういったことを言わざるをえない状況にあります。喫煙の問題はやはりマナーの問題であると同時に、他人の健康、すなわち受動喫煙による健康への悪影響について、いちいちここで例を挙げるまでもなく、よくご存知のことだと思います。健康増進法は受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者に対して、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課すこととし、これにより、国民の健康増進の観点からの受動喫煙防止の取り組みを、積極的に推進することとした法律です。受動喫煙と、ここの公民館では分煙と書いてあります。分煙と受動喫煙とは異なります。そういったところもよく考えていただきたいというふうに思います。

それからさらに健康増進法第25条において、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会所、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これを利用する者について受動喫煙を防止するために、必要な措置を講じるよう努めなければならないとされております。また本条において受動喫煙とは室内、またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることと定義をされております。厚生労働省研究班の国立がんセンター予防研究部長さんは、

8月24日、喫煙でくも膜下出血発症の危険性について男性が3.6倍、女性が2.7倍高くなることをアメリカの医学誌の6月号に発表したことを明らかにされております。この研究は40歳から50歳ぐらいの男性約2万人、女性2万2千人、計4万2千人を対象に1990年から11年間追跡調査した結果のものとされております。こういったことを受けまして、市長並びに教育長、あるいは関係部長さんは、受動喫煙防止のためにどのような取り組みを考えているのか、ご所見をお聞かせ下さい。

5番目に、ITと市政について。電子政府、電子自治体と言われ、ITを行政のあらゆる分野に活用し、国民の生活の利便性を図り、行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることとして、その目的としてITと市政、これが考えられております。その運用に当たって、広島県とほぼ同じようなかたちで入札、契約などをホームページを通して情報開示されることは、市民に対して信頼性及び透明性の向上に結びつくものと歓迎しますが、安芸高田市の入札契約制度の情報公開は、業者の登録のみぐらいのことで、県と比較すると不十分です。早く県並の情報公開をして、どのような公共工事が今現在どの地区で予定価格はいくらだと、落札業者は誰で、それを入札した関係業者は何社で、どういう人たちが入札したんだというふうに、透明性の情報開示をしていただきたいというふうに思います。

さらに、インターネットの中で、施政提言制度がありますが、安芸高田市のホームページの中でご意見、ご要望の受付というかたちでインターネット問い合わせ用紙に書き込みして送信すると、担当部署等へ全投稿内容と個人情報が見られるとありますが、その利用のされ方がよく分かりません。今ひとつ、どういう利用をしているか、分かるように利用形態、あるいは年齢、あるいはそういった中の意見の要望、こういったものの開示ができるもの、プライバシーに関わらないもので公共性のあるものについては開示してですね、安芸高田市の施策に反映させていただきたいと思っております。

広島県のようにきめ細やかな分類、取り扱いをして、市の施策、計画などの案に意見募集等もしておりますが、そういった中で討論もし、政策に、事業の展開に活かして欲しいと思っております。そういう意味では市政の中で、あらゆる情報を開示していただくことが、市民に対して地域振興の事業を進めることにもつながり、市民が参加する、あるいは参画する市政、こういったものにつながるだろうと思っております。

そこで、市長並びに関係部長のご所見をお伺いいたします。以上でございます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今の山崎議員さんのご質問でございます。まず、第1の遊休農地の解消、河川敷の景観の美化の問題。それから、2番目の項の、田の水田の畦畔法面の維持管理、さらに3番目の環境美化の取り組み等、いずれも、

共通した点があると思います。我々もそういう点については、真剣に取り組んで参らなくてはならないと思いますし、一部では、条件不利地域の補助金を使ってこの事業に取り組んでおるところもあるわけでございます。

聞くところによりますと、引き続いて、この条件不利地域の補助金は何とかなるんじゃないかと、このような情報も入っておるわけですが、改めていろいろの手法をご指摘をいただいておりますので、それぞれ、担当部長の方からお答えをしていきたいと思ひます。

それから、受動喫煙の問題につきましては、これは福祉部と教育委員会にまたがる問題でございます。福祉部、教育委員会それぞれ、担当の部の方でお答えをしていきたいと思ひます。

また、電子自治体の問題についても、我々としても、真剣に取り組んでいく必要があるかと、このように考えておりますので、関係の部の方から詳しくは答弁をさしていただきたいと思ひます。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 それでは、最初の1点目の遊休農地の解消、河川敷の美化についてのご質問でございます。議員仰せのように、農地の荒廃防止や河川敷の雑草の繁茂等は、景観の維持に大きな問題になってきております。私達が生活をしておる農村空間の保持に関わる大きな課題と考えております。農地の荒廃防止や遊休農地の解消につきましては、担当部署であります産業振興部の方では、地域営農の推進の中で取り組みをしてきておるところでございます。特に吉田町におきましては、吉田アグリ事業におきまして、現在荒廃をした農地を復元をして、現在耕作をしていただいておりますというような実績も上げておるところでございます。

こういった意味で、農地の荒廃や遊休農地の解消につきましては、持続性の観点から、地域営農計画のより強固な推進によりまして、取り組みをしていきたいというふうにも考えています。また、河川敷の美化活動につきましては、特に河川管理者でございます、国や県との関係も出て参ります。地域によりましては、地域振興会の方で地域の河川美化活動というかたちで取り組みをしていただいております。こういったいろいろな手法対策を講じまして、特に河川敷の美化につきましては、関係機関、団体と協議をさしていただきながら、今後とも対応して参りたいというふう考えております。

いずれにしましても、美しい農村の現風景を保持していくということにつきましては、あらゆる手法を持ちまして、地域の皆さんと行政が共に汗をかきながら、取り組みをしていく必要があるのではないかと考えております。

次に、田の畦畔の法面維持管理に助成をというご質問でございます。ご意見をいただいておりますように、この畦畔の管理ということにつきましては、大変に農家の皆さんにご苦勞をおかけしておるところでございます。ほ場整備後の畦畔の維持につきましては、営農形態にかかわらず、こ

の畦畔の維持管理というものが大きな課題になっております。とりわけ、担い手への集積等の問題の中につきましては、利用集積において畦畔管理のことが集積用件の大きなウエイトを占めておるというのも実態でございます。この対策につきましては、全国的に先ほど提案をいただきました、センチピートグラス等の畦畔への植え付けというようなことでの対応も、いろいろな品種、あるいは工法によって現在取り組み研究実験が行われております。

本市におきましても、旧町時代、あるいは現市におきましても、いろいろな品種工法により試みておりますが、播種期や苗の作付け時期から、かなりの手作業が必要になって参ります。ある時期になりますと、また高刈り等というようなことも必要になって参りますので、コスト面とも含めまして、現在、県内におきましてもいろいろと検討がされてきております。

県内におきましても、各地域でこういった形の取り組み、研究がされてきておりますが、一番課題になりますのが雑草との競争にどうしても数年後には負けてしまうというところが、持続性に欠ける大きな課題となってきております。

現在のところでは、こういった状況の中で、抜本的な工法なり、品種が出てきていないというようなことがございまして、このような状況の中での制度化というのは少し困難ではなかろうかというふうに、現在は考えております。しかしながら、仰せのように、畦畔の管理につきましては、大変なご苦勞をかけておりますので、農地保全の上からにおいても今後における大きな課題というふうに捉えてお参りまして、畦畔管理の省力化につきましては、今後も引き続き研究調査を継続して参りたいというふうに思っております。情報等の提供にご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 環境美化の取り組みについてでございますが、先日も同僚の先生からご質問をいただきました。環境美化の制定について、御説のとおり、調査及び指導、また勧告、命令という項目にとどまっているのが現状でございます。

ご質問の件でございますが、市内の大半につきましては、その荒廃した土地ということになりますと、原則的にはその土地の地権者が管理をしていくのが、これは原則でございます。大半におきましては、地権者が市外の方がまず多いのと、それと地権者の方が高齢者ということも要因があるように思います。

この条例におきましては、勧告を行い、指導を行うということにしてお参りまして、市といたしましては、放置され、管理されていない土地につきましては、市の広報誌、また無線放送、有線放送及び、ダイレクトメール等により、啓発を行って指導をして参りたいと、このように思っております。でございます。

罰則の件でございますが、他市においても、ポイ捨て等の防止に関する条例等を設けられまして、罰則を定めて推進をされている自治体もございます。本市におきましても、いろいろこうした罰則を含めての啓発啓蒙を進めていくひとつのパターン、また、今から進められようとしているその地域としての取り組み、いずれにしても、環境の美化という一つの目的についてはいろいろあると思います。原則的には、先ほど言いましたように、土地の地権者が責任を持って管理していくのが原則でございますが、個人でできないものは、家族でしていただく。家族でできないものは、地域でしていただく。地域でできないものは行政でやっていくと、これがひとつのまちづくりの原則でなかろうかと思えます。そういった点からいろいろの目的の達成のためにはあると思いますので、そこらを協議検討を重ねて参りたいと、このように思っております。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保険部長 失礼いたします。山崎議員さんの受動喫煙防止についてということでございますが、たばこの煙によります健康への影響は、喫煙者本人だけでなく、たばこの煙を吸わされる受動喫煙についても、身体に大きな影響を及ぼし、大変な大きな問題となっております。そして、その影響によりまして、流産、頭痛などのですね、諸症状だけでなく、心拍数の増加、血管収縮等の生理学的反応を示しまして、慢性的影響として、肺ガンや心疾患等のリスクが高くなることが実証されております。こうしたことから、喫煙妊婦におきましてはですね、低体重児出生の発生率の上昇、それから子どもにおいては、喘息気管支炎等の呼吸器疾患に影響を及ぼすといわれております。これらのことから、健康増進のために妊婦から高齢者までのライフサイクルに応じました禁煙対策、受動喫煙対策が必要と考えられております。

受動喫煙防止対策といたしましての1つといたしましては、先ほども言われましたように、公共施設等の分煙化も進めて参る必要があると思っております。それから、現在の取り組みといたしまして、子どもを煙から守り、未成年者の喫煙防止対策を推進することからですね、芸北地域保健所、芸北地域保健対策連絡協議会等を実施主体によりまして、子どもをたばこから守る環境づくり事業を実施しております。

安芸高田市、それから芸北地域保健対策協議会ということで、山県郡の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、それから可部教育事務所、行政の代表で構成されております検討委員会を開催しまして、安芸高田市、山県郡全地域を対象に、事業に取り組んでおります。その活動の内容といたしましては、今年6月に、受動禁煙防止についてのアンケートの実施、それから、研修会等の開催をいたしまして、関係者を対象に、それぞれ実施を行い、現場でそれを活用するというところでの研修会も開催をいたしております。

それから、普及啓発活動といたしまして、ステッカーを作成し、学校等

関係機関への配布ということで、そのステッカーにはですね、子どもに煙のない環境を、それから、施設内禁煙のご協力をお願いしますというようなかたちでの文面を入れましたステッカーを作成し、配布いたしとります。

それから、啓発資料の配付といたしまして、中学校、中学生を対象にですね、配布させていただいたり、旧八千代の場合、旧町の時にですね、中学校の方へですね、保健師が出向きまして、たばこに関する話をさせていただき、いかに害があるかというようなことも、取り組みをしておりました。ということから、啓発活動、それから広報といたしましては、まず家庭内でのこういうたばこに関する害についてのマナーとかですね、そういうことを、家庭内でまず取り組んでいただくということも、大切ではなからうかと思っております。

今後子ども達だけでなく、地域と連携いたしまして、普及啓発活動の充実を図りたいと思っております。以上でございます。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 佐藤教育長

佐藤教育長 受動喫煙防止対策についてのご質問でございますが、教育関係におきます内容について、ご説明をさせてもらいたいと思います。

まず、学校におきましては、これまでもいろいろと問題になっておりましたけれども、生徒指導上喫煙について、教職員は大変気を使っておるところでございます。とりわけ、指摘の受動喫煙につきましては、健康上、児童生徒に各影響を与えるということで、職員室や教室では一切吸わないことにしております。

現在、市内の幼稚園はもちろんのことでございますが、小中学校におきましても敷地内全面禁煙の学校を含めまして、19校すべてが分煙を徹底しております。また、教育委員会事務局におきましては、事務室、会議室すべて禁煙にしております。喫煙場所を決めるなど、分煙をしておるところでございますし、それからそれぞれの生涯学習施設におきましても分煙を実施しておるという状況でございます。以上でございます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 ITと市政についてということでございますけれども、安芸高田市は、市民と行政の協働のまちづくりということを目標にしとりますので、当然協働ということを行っていくためには、行政が持っております情報は広く開示し、むしろ行政の持っております情報は市民の皆さまの情報である。こういうスタンスの中で今後情報の開示をまずしていくべきであろうというふうに考えております。

最初に電子自治体の問題を少し触れてみたいというふうに思います。これにつきましては、現在広島県を含みました各自治体で研究会を持って、今、作業をしております。例えば電子申請をですね、どのようにするかとか、認証制度をどのようにするかとか、等々の具体的なクリアをしなければならぬ課題等がございますので、その辺については県が主催しており

ますこうした研修会に私ども参加をさせていただいて、そして県に遅れないようにそういったことができる体制をつくっていけばというふうに考えておるところでございます。

次に、情報公開条例が本年の10月1日から施行されますが、これについては2つの性格があるのではなかろうかというふうに思っております。

1つは当然、市民の皆さまから請求を受けて公開をするという、こういう趣旨のものと、それと先ほど申し上げましたように、現在私たちが持っている情報を市民の皆さんに公開をしていくという、2つの方法があると思います。市民の皆さまから情報が請求されるということにつきましては、手続きに添ってしていくということであろうというふうに思いますが、先ほどご指摘のございました、入札、若しくは契約等の情報でありますとか、例えば、条例、それ以下、規則、要項等、広く市民の皆さんに公開していくというふうなことを含めて、現在持っている情報をどのように公開していくかという問題があるだろうというふうに思います。この問題につきましては、情報公開制度の具体化を図るという観点で、どの情報から開示をしていくかということについては、関係部署、広くございますので、連携を取りながら、具体的に進めていくという手法を取らせていただければというふうに思っております。

次に、市のホームページの中に提言箱がございますけれども、これの取り扱いの問題でございます。現在そのホームページへ、むしろ提言というよりも、質問というのがたくさん来ておりまして、それにつきましては、私どもの企画課の方から担当課へ連絡申し上げ、担当課からメールで返信をするというふうな方法を取らせていただいております。ただ、その質問、提言等を今後どのように取り扱っていくかということでございますが、基本的には現在の段階では、プライバシーの保護等の問題もございまして、メールに記載されてる情報、本文、それから個人のそういったメールアドレス等も公開しないというかたちで現在進めておりますけれども、ご指摘のとおり、非常に貴重な情報でございますので、これをどのように統計処理をして、また市民の皆さんにお返ししていくかということについては、検討をする必要があるだろうというふうに感じましたので、検討をさせていただければというふうに思っております。以上でございます。

山崎(昭)議員 議長。

崎岡議長 12番、山崎昭弘君。

山崎(昭)議員 それでは、若干ご質問させていただきます。遊休農地の解消のところ、私が申し上げたのは、要は草刈機で草を刈るのはやるんですがね、問題は高い機械でさっと短時間にすまそうと思ったら、なかなかいかないわけですよ。それで、今のシルバー人材センターの人たちが遊休農地を刈り払いにおいでの際は、大体、1反1万円ぐらいで引き受けてやっとなされるようですけれども、だいたい背丈が私ぐらいのところになったところで、お願いしますということが多いわけです。それでいきますと、普通の草刈機でいきますと、二段払いぐらいしなきゃできない。これじゃあ、夏の暑い

時期にできないじゃないかというようなことで、市が若干の助成ができないだろうかと。特に中山間地支払制度がなくなって、どうなるかわからんような時期でございますので、市の施策としてですね、そういうものが取り入れられないかということを提案申し上げたことでございます。もし、そういったことについて、検討にも値しないというのであれば、そういうふうにお答えいただいても結構ですから、回答をいただきたいというふうに思います。

それから、田の畦畔のところについて、これも、通り一辺ちょこちょこっと調べていわれたんだろうと思いますけども、問題はそのセンチピートグラスというのは、草の丈にして10センチから15センチの草でございます。カメムシもあまり住み着かないというようなことで、これが一番良いんじゃないかと思うんですが、いきなりそれに取りかかれとは言いませんけども、要は、1つか2つやってみなければわからんわけですね。そういったものを、試験的にやってみて、良かったらその次の年度へ持っていくというようなかたちが必要ではないかと思えます。

雑草の進入等、これはどの分を仮に植えてもなるんですが、先ほど言いましたトウモロコシのコーンの分ですね、これをやってやればそういったところがいくらかでも違ってくるというような例も出ておりますので、それらを見ていただいて対応をいただければというふうに思います。

それから、3番目の環境美化についてでございますが、これは1番からはじめ、ずっと景観の絡みがございます。市の行政の方は、景観法案というのは、景観法、これはご存じだろうと思うんですが、今年の6月、国の方で成立しておりますね。それで、問題は都市農山漁村等における良好な景観の形成を図るために、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責任を定めると共に景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制とか景観整備機構による支援、こういったことをやるためのものなんですけども、こういったものの中に、市町村でもそういうことをきちっとやんなさいよと、条例をつくりなさいよというふうになってきております。これらについての取り組みをお伺いいたします。

それからITのところでございますが、問題はプライバシーに関わると言われますけども、問題はそこの時の、要するに意見なり質問を受け付けるメールの所に、これがこういったことに利用しますという断りを入れた受付関係をすれば出せるわけです。というのは、例えば掲示板だったりとかというようなことになるわけです。そういったこともできますので、ひとつそこらも考えて、今のままの文面の中の受付であれば、プライバシー言われたら確かにそうでしょう。そうでなくて、これは皆さんの、あなたの意見を市民の皆さんにこういったかたちで開示しますよと。することがあります。そうして、それが他の人の、市民の人の参考意見としてなって、また、その意見がさらに良い意見につながっていくのではないだろうかとということに、つながると思えますので、その点についてもご検討をいただ



きたいというふうに思います。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 最初の遊休農地の解消の提案でございますが、手法につきましては、先ほど提案をいただいたハンマーナイフモア等による手法、いろいろと検討されると思いますが、ご提案も含めて今後検討をして参りたいというふうに思います。それから田の畦畔に関わりますセンチピートグラスでございますが、これについては、現在甲田町の2地区において実験をしております。それから、アークトセカについては、吉田町と高宮町において現在研究をしております。

こういったかたちで実際に取り組みをしてみまして、いろいろと県等の意見も聞きながらですね、畦畔の省力化に向けた取り組みを続けていきたいというふうふうに思います。よろしくお願ひいたします。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 条例の制定でございますが、先ほども条例関係でご説明したと思いますが、条例の制定は自治体の法律でございますし、その法律を定めて、法律によってその推進をしていくという、1つの方法も先ほど言いましたようにあると思いますし、また、その地域なら地域、それぞれの地域で検討をしていただいて、それを盛り上がったものがまた法律化していくという方法もあると思います。いずれにしましても、環境美化という目的は1つでございますので、その条例の対応につきましては議会等の関係委員会等もご協議を申し上げたいと、このように思います。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 議員ご指摘のとおり、現在、私どものところにいただいております提言は、一対一でご意見をいただければ、それに対してお返しをするというかたちで完結をしておりますけれども、確かにそれを公開をして、広く市民にもご覧をいただくということは、市政に対する関心を高めるという意味では、効果があるものというふうに考えられます。したがって、統計的な処理は勿論でございますけれども、こうしたご意見なり、ご質問等を公開するという点について、プライバシーの保護等、どのように処理をするかということを含めて、前向きに検討をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたしたいとしたいと思います。

山崎(昭)議員 議長。

崎岡議長 12番、山崎昭弘君。

山崎(昭)議員 ちょっと2点ばかり、もうひとつお伺いしたいとしたいと思います。禁煙の関係で申し上げて回答をいただいたのは、文章面は良いかたちでいただいたりはしておりますが、どちらかという分煙のかたちになっております。

私が今この中で、世の中はこういう風になって行きよるかということ、禁煙化の格好で行きようるんですね。ということは、こういった官公庁の

中においては喫煙は一切だめですよ。ということは、建物内なのか、敷地内なのか、ここまで今来ております。こういったところにおいて、安芸高田市においては、例えば小学校、中学校、あるいは保育所、あるいは幼稚園、こういった子どもがおって喫煙が許されてないところ、こういったところの子どもがおるところは、敷地内は一切禁煙するというふうにはできないのか。

それから、こういった公民館につきましても、公民館は生涯学習でいろんな人が使うわけですね、子どもからお年寄りまで。その中には障害を持った方もおられる。そういった施設においては一切禁煙とすると。こういうことができないのか。こういったことについてお伺いしているところでございます。

そして、全国禁煙化の官公庁一覧、これを読んでいけばきりがありませんけども、日本郵政公社では、全国2万5千ある郵便局、これを2004年からの5月から全面禁煙にしておりますね。そういうようにいろんなところが、そういうふうにしてきている。こういったところの対応をどう考えていくのか、あるいは今度新たに第2庁舎を建設を計画しておられますけれども、こういったところは、今度はどういうふうにするんだと。分煙なんですか。禁煙なんですか。こういった問題もあります。いずれにしても、俗に言われる国会のところで言いますと、国会議員のところは禁煙になってない。同じように、安芸高田市においても、議員がおるところは禁煙になってないが、他のところは禁煙になってるよと。というようなことでなく、弱者に視点をおいた、禁煙をお願いしたいと、ということでの、禁煙関係についての回答を求めます。

それから、もう一つ、IT関係で、これは建設関係ですか。要するに、一例として、県発注の小規模工事における公募型指名競争の入札について、1千万円未満でも公開してやってみようという試行を行っております。試みに行うという。こういったことが、安芸高田市においてもできないのかどうか。今、市がそれでうまくいくかどうか、やってる段階だから、こころがうまくいけば、右へ習えじゃないですけども、いいことは習ってやりますと、いうふうに言われんのかどうか、ここをお聞きしたいと思います。それで、前に総務部長さんが、工事の予定価格等は公表していますと言われましたけども、この公表はそれじゃあどこにされてるんだろうかと。ホームページを見ましたらわかりません。問題は工事名と予定価格、あるいはどういう所を工事するとか、場所とか、いろんなものがありますね。そして入札した業者、そして落札業者、それらがどういう形の金額を出してきたんだろうかと。こういったものを、あらゆるものを開示していただきたい。それが、市民の税金を使ってやってる行政の役目ではないだろうか、というふうに思いますので、その点について答弁をお願いいたします。以上です。

福田福祉保健部長 議長。  
崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保険部長 再質問でございますが、だんだんにですね、この分煙でなくて、禁煙の方向に進んでるということでございますが、議員さんの中にも、ここの中にもたばこを吸っておられる、好きな方もいらっしゃると思うんですけども、吸う権利ということもあると思いますよね。そうした中で、即、このことをですね、全部、行政の官公庁の中で、それとかさっき言われましたように学校とか保育所とかそういうところでの、市役所でもでございますけれども、全部禁煙にするということにつきましては、また、その敷地内では一切いけないとするとしたら、また、勤務中でしたら、職場放棄ということもございますし、そこら、なかなか難しい面があるかと思っておりますけれども、今後ですね、健康のことを思いますと、やはりどちらもがですね、理解をしなくては、なかなかこのことを即進めるというのは大変難しいかと思っております。そうした中で、やはり福祉保健部、健康管理の部でもありますし、そういうところから、また他所、他課のところとも一緒に協議いたしまして、早くそういうことに取り組みができるようなかたちで、前向きなかたちで取り組みをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 公共工事の入札の執行の状況だろうと思っておりますけれども、基本的に市がスタートさせていただきましてですね、一応入札関連のことには、公共工事の入札執行計画の中でですね、取り組んでおるところでございます。

一般指名競争入札、公募型の入札、それぞれ市の方で要項を定めてですね、実施させていただきとるわけでございます。そうしましても、今日のごうした公共工事のですね、執行というのは公平性というのがございますし、議員のご指摘の1千万というのが果たして良いかどうかというのがですね、まだ、入札をですね、数回のかたちの中で実施させていただきとるわけでございます。今後の課題としてですね、受け止めさせていただきたいと思っております。

それと、工事名なり、工事箇所、またそういう予定価格、これについては、財政課の方で閲覧方式をもって情報を開示をさせていただいております。今後におきましては、いろんな情報のですね、在り方の中で公開をさせていただきようなことも検討をさせていただきたいと思っております。

職員についてはですね、いろいろなこうした公共工事の情報ということについては、県の方では、もう電子入札、契約そういうようなところもですね、関わっておりますので、このことも市内の業者には県が実施しております説明会にはですね、参加を要請をかけてですね、実施はまだしてありませんが、県がそういうことについて実施をしておる研修会に参加の要請をさせていただきとるところでございます。以上でございます。

崎岡議長 この際、14時30分まで休憩をいたします。

~~~~~

午後2時13分 休憩

午後2時30分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

続いて18番、高坂広一君。

高坂議員 吉田会派の高坂広一と申します。先刻、通告をしておりました3点についてご質問いたします。簡潔なお答えをいただければ幸いに思います。

まずはじめに、住民と行政が地域課題を話し合うためのシステムづくりについて質問いたします。市長は予定どおり支所別懇談会を実施され、自治振興組織の代表者やたくさんの市民の要望により、自治懇談会において意見、または要望を市長に対して出されたと思います。そこで、広報あきたかたなどで述べられておる地域課題を絶えず話し合うためのシステムということではありますが、どんなことが具体的にお答えをいただきたいと

思います。  
それから、2点目ではありますが、住宅資金貸付金等、滞納整理についてであります。市税、下水道税、諸々の滞納があると思います。そこで私はあえて住宅資金貸付基金の滞納について、ご質問いたします。

合併前の旧吉田町においては、法的手法を視野に入れた取り組みがなされてきたわけでありまして。その過程では議会としての町に対して協力もしていただきました。しかし、合併後7ヵ月に近い時間が経っていますが、何のかたちも見えてこないという現実であります。果たして、なぜなのかなど。これも簡潔にお答えいただきたいと

思います。  
情報公開の件ではありますが、先ほど自治振興部長の方からありましたように、私もあえて提起をさせていただきますが、安芸高田市が未来に向かって素晴らしい市政を確立すると、そういう意味においても、市民に対してガラス張りに情報公開を市民にするべきと考えますが、このお考えをお願いいたします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 高坂議員さんのご質問でございます。まず、第1に住民と行政の協働のまちづくりの実践の具体的な方法というようなことであろうかと思えます。その第1弾としまして先般、各町で行いました懇談会でございます。懇談会を行う前には、どんな意見やら質問が出るだろうかと、こういうことで大変我々も緊張して心配もしておったわけでございますが、実際に行ってみますと非常に前向きな住民の皆さんのご質問、ご意見であったと、このように私は受け止めております。しかも、地域振興会との共催ということでございましたので、やはりそれぞれの地域振興会の代表の皆さんというのは、たくさんのバックにおる皆さんから選ばれて、この人なら代表にふさわしいという人を選ばれて出た人であろうと、そういう意味から申し上げましても非常に建設的な、前向きなご意見がいただけたということで、懇談会としてはまず成功であったと、このように考えておりました。こういうものは毎年、さらに細かい点については実施していきたいと、こ

のように考えておるところでございます。

さらに具体的なシステムについては、担当部長の方からお答えをしていきたいと、このように考えます。

また、住宅の貸付金の滞納については、担当の部長の方からご報告をさせていきたいと思えますし、情報公開の問題につきましても担当部長からお答えをしていきたいというように考えております。よろしく願います。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 住民と行政が地域課題を話し合うためのシステムづくりということでご説明を申し上げたいというふうに思います。

現在の段階で2つのやり方があるのかなと、方法があるのかなというふうに考えております。1つは市長、冒頭申し上げました支所別の懇談会を含めて自治懇談会や団体懇談会、このような懇談会を市長を先頭にした職員も含めまして、膝詰めやはり情報を交換したり、またはいろいろな課題についてご協議をすると、そういう場を持つということが、1つの方法であろうというふうに思います。

もう1点は、まちづくり委員会ということではなかろうかというふうに思います。まちづくり委員会につきましては、近々の内にも準備会を開催をして、その在り方等についてもご議論をしていただきますので、深くは立ち入ることはできないというふうに思いますけども、地域課題をともに議論をして、地域の中で汗を流していただき、養われた地域づくりの知恵と経験をまちづくりや各種の施策の形成に活かしていくと、こういったことが、このまちづくり委員会の一つの任務として設定できるのではなかろうかというふうに思います。そういった意味で、懇談会とまちづくり委員会ということで、当面は2つのシステムをもって地域課題をともに話し合う、そういったかたちにしていけばというふうに考えております。以上でございます。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 住宅資金等の貸し付けの滞納整理についてでございます。滞納整理につきましては、公平性を保つためにも厳格な対応が必要と考えるところでございます。

先日にも助役の方から申し上げましたが、滞納整理の対策本部を設置いたしまして、8月から12月までの実施計画を各部において作成をしており、現在それに取り組んでいるところでございます。

お聞きの住宅資金の滞納整理でございますが、ご意見のように、旧吉田町においては6項目から7項目のそれぞれの税金の性格、性質を分けて、それぞれに対応しております。簡単に申し上げますと、その滞納の中には破産宣告から長期滞納者、また1年、2年の滞納者、3年生の滞納者、いろいろその滞納の中にもいろいろございまして、まとめて部分的に払って

いただける方もおられますれば、またある程度の口座振替に切り替えられて、対応していただく滞納者の方もおられます。そういった各滞納の中にもいろいろ性格的なものがございまして、先が見えて来ないというご質問でございしますが、合併以来、市の方に統合いたしまして、件数にして約275件ございまして、その275件を8月末までに大体この7項目に分析をさせていただいたとここでございます。

最終的には、これは税も一緒でございますが、貸付金でございますので回収の目的には立っていかなければなりませんけども、この法的処置に行くまでには行政としましてもある段階的な措置もしていかにゃあいけんというように思っております。納付書の通知から督促、催告状、警告状の発送ということに最終的にはなるわけでございますが、今日までのこの7項目の分析の中にそれぞれに応じた徴収をして参りたいと、このように考えております。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 情報の公開というご質問でございます。本市におきましては、本年4月から個人情報保護条例を施行いたしております。また、来月の10月からはですね、情報公開条例を施行させていただきたいと思っております。このことにつきまして、行政の持っております各種の情報、既に統計資料としてですね、公表されていたり、また別団体者以外の情報ということで、公開の請求をしていただきますと、個人情報の保護との関連を審査させていただいて、公開、非公開を決定していくというものでございます。とは申しましても、行政の持っております情報につきましては、基本的には市民の皆様の情報であるという観点から、この条例の情報公開条例、行使する段階においてはそれぞれの窓口の中で市民の皆様からご要望に対応いたす個人情報の保護には十分配慮していかなくてはならないんではなからうかと思っております。広く行政情報のですね、提供をさせていただきたいと考えております。

情報公開並びに個人情報保護につきましては、行政運営のとても重要な事項でございますので、職員研修、一人ひとりの職員がですね、やはり研修を重ねなくてはなりませんし、我々総務部といたしましても職員研修の一環の中での的確な対応ができるような研修を重ねさせていただいて、職員の質の向上に努めて参りたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

高坂議員 議長。

崎岡議長 18番、高坂広一君。

高坂議員 システムづくりの件でありますけども、今部長さんが言われましたことは、2つの方法論。私は方法論でなくシステムそのものをお聞きしたいと。

まず、支所別懇談会というのがあります。そして自治懇談会というのがあります。自治振興組織というのものもあるんです。これをトータルとしてまちづくり委員会というのがあると思うんです。それを総合的に一つ

の集約すると、このそのもののシステムじゃないかというふうに私は感じるものでありますが、この点についてはいかがでしょうか。

次に、住宅貸付基金の問題であります。旧吉田町においては十分取り組みをしてきているんです。新たにここで知恵を絞って対策を協議するという段階じゃないと思うんです。それを速やかにやっていただきたいんです。なぜ私はそのように言うかといいますとね、この滞納そのものをね、次世代に送ることがすべての問題に対して拡大していくというふうに受け止めるんです。だからこのことは速やかに方向性を明らかにして、具体的にどう取り組み、そして何年先にはこれは完結するというふうな、少なくともそういう方向性を明確にしていただければ幸いです。

そして、情報公開の件であります。今総務部長さんが言われましたように、いろんなことを分析しながら10月以降、確かな情報公開につなげていくということですので、よろしくをお願いします。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 地域課題を話し合うためのシステムの問題でございますが、議員ご指摘のとおりだというふうに思います。私たちはそれぞれの地域振興組織、または地域の中の諸々の課題がございますけども、それは一つは自治懇談会というかたちで日常的にある意味ではあちらこちらで行われるという、そういうことと、そして年に1回若しくは2回、そういった課題をトータルされたかたちの中で議論をしていくというのが支所別の懇談会であろうと思います。一方でそうした地域振興会の代表等をもって組織をされたまちづくり委員会等において、これは常設的な機関となりますので、日常的にそういった地域の課題というものがそこで議論をされ、状況によっては施策化、施策の形成に役立てていくというふうなかたちになるというふうに考えておまして、いずれもつながったものだという理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

廣政市民部長 議長。

崎岡議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 住宅改修の件でございますが、先ほど言ひましたように、7項目のこの性質的なものを分析をしております。問題は、生活の中でもいろいろございまして、苦しいながらも少しずつでも払っていただく方もおられますし、問題は払う能力があつても払っていただけない、これが一つの要因だらうと思ひます。その中には1年から2年、3年以上というひとつの区切りがございまして、そういうまず払う能力がありながら払っていただけない、こういう観点からの一つはまず対応して参りたい、このように思ひております。

問題の残りでございますが、先ほども申しましたように、その職業のなかにもいろいろございまして、サラリーマン的な方もおられますれば、商売をされとる方もおられます。特に商売をされとる方につきましては、不定期ではありまするが、まとめて支払をいただけるものもございまして、そう

というような性格的なものもいろいろございますので、今、それぞれの町においては、それぞれの対応がちぐはぐという言葉がいいかどうかわかりませんが、そういった共通点というものが、まずありませんので、この今月まで、8月末までに分析をさせていただいて、これからのこの分析に応じた滞納の整理の仕方というものを整理していかせていただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

高坂議員 議長。

崎岡議長 18番、高坂広一君。

高坂議員 このシステムづくりの件で、今私たちの地域ではコミュニティ活動というようなことを言ってるんですね。その表現がね、なかなか理解しにくい場面がいろいろあるんですよ。それは地域社会を推進していくその組織そのものをね、1つの表現にできるものだろうか。できんもんなんかなということだと思います。迷うんですよ。コミュニティづくり、地域振興云々、何が何やらバラバラになるようなそういうことがありますんでね、それを統一した考えをお示しいただきたいと思います。

そして、滞納についてでございますけど、これも随分長い問題なんです。旧吉田においては10年前からずっと申し入れしてきたんです。しかしこれが実施されてきたのがまだ5年くらいです。旧吉田町では、そういう実績もありますんでね、そのランク付けというのは個人のプライバシーの問題もあります。だから大枠の中でね方向付けをしてこれを何とか回収するということを確認させてもらえば、それぞれの担当の方で個々に当たっての回収方法は知恵を絞って考えていただければと思いますんで、これで発言を終わります。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 ただ今、名称の問題についてご質問でございましたけども、確かにそれぞれの町の地域づくりのいろんな在り方等によってですね、名称が少しずつ変わっています。吉田町ではコミュニティということで振興されまして、実は私はこれもやはり地域振興組織のそうした地域づくりのですね組織であるというふうな認識を持っております。一方で自治振興組織という言葉も使われております。これは住民自治とかいう自治ということに少し趣を置いた問題意識を持つての命名の仕方なんだろうなというふうに思いますが、一方では地域振興組織というものでいわゆる今度は地域振興という、そういった地域の活性化等に少し趣を置いた名称の付け方もあるんではなかろうかなというふうに思います。いずれにしてもどれがいい、悪いという問題ではないというふうに思いますけども、これから使っていくことになると、少し混乱を生じるということもございます。そういった意味でまちづくり準備委員会も発足しますので、そういった地域の皆様方と一緒にこの問題についてはしっかり議論をして、名称の統一等に向けて取り組みをしていきたいというふうに思います。以上でございます。

増元助役 議長。



崎岡議長 助役、増元正信君。

増元助役 助役でございます。先ほどの滞納整理の関係でございますが、制度に則った事業を実施して、正確に実施するというのが、我々の責務でございます。不退転の決意を持って、時間はかかるかもわかりませんが、やり遂げたいというふうに思います。

崎岡議長 続いて、15番、川角一郎君。

川角議員 時間の方もですね、刻々迫って参りまして、後あまりないんですが、熱心にですね、吉田会派の方が質問されまして、これからですね、最後になってくるわけでございますが、私の方からはですね、2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目におきましては、県道の原田吉田線の整備ということでございまして、これは一挙にですね、市だけで解決するというにはいかなない問題だということは重々知りながらですね、お尋ねするわけでございますが、市長の方では施政方針の中でこの吉田原田線については、合併の支援道路というふうなことで位置付けられて、関係機関とですね、十分連携を取りながら早期に整備していくと。努力するんだということを言っておられるわけでございます。

6月の一般質問の中でもですね、若干触れられた面があるんですが、現地の状況を踏まえてですね、質問をさせていただきたいと思います。

現在この道路につきましては、高宮方面からですね、かなり印内に近いところまで工事が進んでおります。そして、その印内の中ほどにですね、これもかなり整備が進んでおるんですが、最も重要な吉田から経由して山部、それから印内に至る道ですね、これが非常に狭いわけでございます。それで、その狭い道でですね、高冷地でございますので積雪も非常に多うございまして、事故も多発しておるといような現状があるわけでございます。そのようなことから、若者定住がされずにですね、年寄りで、現在は高齢化率も50から60というふうな非常にお年寄りばかりの集落になっておるといような現状がございまして。農業の方もですね、若者がおらないということから放棄地が非常に年々増えておるといような、非常に憂慮される現状が起きておるわけでございます。

先般もですね、あこへ行ってみますと、「おい、川角よ、わしらはここへ生きとる間に道は通れるんかいの」といような言葉を聞くわけですが、「それは皆さん長生きをすれば通れますよ」といような返答はするんですが、「あと何年すりゃあですの、何年生きりゃあ通れるんかいの」、これはちょっと私にも答弁できんので、「今日市長さんによろ聞いて参ります」といことでですね、話をするようなこともあるんですが、そのように皆さん非常に必要とされておるんですが、皆さんのところへどのようなかたちで掘るようになるんか、トンネルになるんか、あるいはどこからどこへ、いつ頃になるんかといような説明がですね、なされていないということからですね、非常に地域の皆さんが不安を持ちながら期待をしながら現在住んでおられるということでございますので、このことについてですね、

市の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

そして、印内というのはですね、この高田市からみると、ちょうどヘソのと言いますか、人間で言いますとヘソを位置するということで、中央にあたります。ですからそこへその支援道路ということで完備されれば、この南部からも、あるいは北部からもですね、中心の地点にあると。そうしてくるといろんな施設等も考えられるんじゃないかというふうなことで、活性化もできようというふうに思います。

それから、高宮から吉田へ続くためにはですね、最短距離の道路であろうというふうに思いますので、そのような諸々の中でですね、市長さんなり、担当部長さんの今の対応の関係、そして今後どのようになっていくかということをお知らせをいただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、台風の18号の対応についてでございますが、このことにつきましては、今朝ほど山本議員なり、あるいはその他の方からもですね、一部出ておったわけですが、私につきましてはですね、この18号が通過してですね、家屋の損傷やら、あるいは農業ハウスの倒壊、また水稻、あるいは果樹、野菜、流木等に非常に大きな被害を与えておるわけでございます。これの被害額につきましてはですね、先般のこの議会が始まる時にですね、説明があって、ハウスが3千800万、ハウス関係ですね。あるいは水稻、果樹で1億3千100万ということで、農業関係で約1億7千万という説明はいただいたんですが、その後の調査の中でですね、この被害額というのが、また膨らんだものかどうか、これでもう全部であるかというのも、1点お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、昨日もですね、平岡議員の方から質問の中で、米価が非常に大幅に今年は引き下げられたということで、去年の早期には9千円ぐらいで買われたものが今年は6千円ということで、3千円ぐらいのですね、前渡金に差がでておるといようなことで、農家の生産意欲というのもですね、非常に減ってきておる、減退してきておるといことが言われるわけですが、それに追い打ちをかけるようにですね、この被害というのは農家を大きく被害をもたせておるわけでございます。そういうことでございまして、特に専業農家の方がですね、大きなハウスの倒壊というのが生じておるといようなことでございますので、この方あたりがですね、中には高齢の方は、「これを機会にもうわしは野菜作りを辞めにゃあいけまい」といような方もおられるわけでございます。そうなってくると、全体の農業の収入、あるいは意欲というのが減退されますので、ここですね、いち早く国とか県ではいろいろとですね、救助対策、あるいは政策がなされておるわけでございますが、まだ具体化、あまりしてないというふうなことでございますので、市と、あるいは近くにはJAがございまして、そこらと一体になってですね、この救助対策、あるいは支援対策をどのようにしていくんかと。直接支援の関係もありまじょうし、あるいは融資の関係等ですね、市あたりがどのように誘導していくんかと。いろんな問題

があろうかというふうに思うわけでありますので、そこらをこのことが遅くなればそれほど効果が出てこないと。なるべく早い対応がですね、皆さんに再起を起こす、元気が出る方策ではなかろうかというふうに思いますので、現在の考えておられることですね、あるいは今後の方針について、市長さんなり部長さんの方でお答えをいただければというふうに思うわけでございます。以上で終わります。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 川角議員さんからのご質問でございます。県道原田吉田線の改良の件でございますが、この道路は県の県道でございますが、県の合併支援道路ということに位置付けられておりまして、かなり県の方も力を入れてくれておるということでございます。

県道ではその他に安芸高田市内では合併支援道路になっておるのは、世羅甲田線の54号の信号から分かれて、甲立の市内に入り、今、改良を進めておりますが、その地域が1カ所と、もう一つは三次と甲田町の境の三次県道広島三次線の、ここはトンネルの問題もありますが、これと現在の原田吉田線の3カ所が、県の合併支援道路ということになっております。

農道としては2カ所ございまして、中馬へ抜ける県営の農道、それから川根原山の県営農道、この2つが農道としては合併支援道路ということになっておるわけでございます。したがって、この原田吉田線も県は大変力を入れてくれておりまして、後ほど担当部長の方からお話しをしたいと思います。今までは甲田、吉田、高宮の3町で期成同盟会をつくってやっておりましたが、これは期成同盟会はもう合併いたしましたんで、自動的に先般解散をしたようなことでございますが、引き続いて力を入れていきたいと。トンネルにすると一番の難所をトンネルにするという決断を、先般県がしてくれましたので、そのことについても、また担当部長の方からお話しをしていきたいと思っております。

それから、台風18号の被害の問題でございます。一番やはり被害が大きかったのは稲でございますが、次いではハウスが非常に打撃を受けたということで、このハウスについては何とか助成措置をしないと農家の意欲がなくなるのではなかろうかと、こういうことが心配をされておりました。今、農協とも協議をしておるところでございますが、方向が決まりましたら議会の皆さんにも話をしていきたいと、協議をさせていただきたいと、このように考えておりますが、後ほど詳しくは担当部長の方から報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼をいたします。川角議員さんのご質問にお答えをいたします。県道原田吉田線の状況につきましては、先ほど市長の方から概要の説明がございましたが、私の方からは、先般、県吉田支局の方で整備状況というものをいただいております、これに基づいてご説明をさせていただきたいと思

います。現在の整備状況でございますが、実延長といたしまして、高宮、吉田管内併せまして9千495メートルでございます。改良率といたしまして、高宮側が770メートル、吉田側が2千528.5メートル、併せまして3千298.5メートル。率といたしまして34.7%となっております。これは平成15年度末でございます。その内、改良済みの内の共用区間としましては、高宮町側の770メートルでございます。16年度の計画でございますが、16年度におきましては既に一部工事にも着手していただいておりますし、併せて路線測量や家屋移転、用地取得のための補償調査などを計画をしていただいて、実施に移っていただいております。全体的に概算でいたしますと約40億近い費用がかかるということで、まだ、これから17年度以降の残事業が多きにあります。先ほど市長の方からも説明がございましたように、県としてもこの道路については十分力を入れてやりたいと。それと、一番問題になっておりました中央部の印内地区の工法につきましてもトンネルで実施をするということで決定をいただきまして、延長が590メートル程度ということでございます。これは、いろいろ先ほど議員ご指摘のように、場所が積雪、あるいは凍結、冬季における非常に危険な箇所、あるいは残土等の周辺環境の問題を考慮して、こういう工法を採択するということでございますので、トンネル工事になりまして着手しますとトンネルの中は費用はかかりますが、工事としてはわりかし早くできるのではないかと。このように、県の方から報告をいただいております。いずれにいたしましても、議員ご指摘のように地元への説明等の問題につきましても、吉田支局の方と十分連携を取りながら、地元の方へ説明、あるいはそういう対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 台風18号についてのご質問でございますが、被害額の数値につきましては、先般報告をさせていただいております数値より変更はございません。農業関係の施設、特にビニールハウスでございますが、被害額は3千800万でございます。農作物の被害の合計が1億3千約200万ということでございます。特に農作物の被害、ハウスの被害につきましても、県とJAと市とで、明るく日、被害対応と被害額の調査を行いまして、作物によりましては事後の処理についての技術指導も含めて指導等を行って参りました。その中で先ほども議員さんご指摘のように、特に出荷、ハウスで野菜出荷をしておられる農家には、生産意欲の減退という状況がですね、非常に多く見られたというような状況の中で、JAとも協議を現在続けてきておりますが、何らかのかたちで支援をですね、復興のための支援をしていかなければならないんじゃないかなろうかというような状況が発生をしておるということでございます。これを受けまして、現在ハウスの復旧にかかる支援策について、現在JAと市とで具体的な協議を進めておりますので、先ほどご指摘がありましたように、早い時期の対応が必要でございま

すので、早急に調整をして対応して参りたいというふうに考えております。  
よろしく申し上げます。

川 角 議 員 議長。

崎 岡 議 長 15番、川角一郎君。

川 角 議 員 今、それぞれご説明をいただき、内容については理解ができたわけですが、それぞれ住民のサイドへ立ってですね、できるものは早くですね、あるいは説明するものは早く、ひとつ対応いただくようお願いを申し上げまして終わります。

崎 岡 議 長 以上で、吉田会派の一般質問を終了します。

以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

以上で、本日は散会いたします。

次回は24日午前10時に再開いたします。

大変ご苦労さんでした。

~~~~~

午後3時10分 閉会

上記会議次第は事務局員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員